

(日本語参考訳) \*



International Swaps and Derivatives Association, Inc.

International Swaps and Derivatives Association, Inc により 2020 年 10 月 23 日に公表された  
**ISDA 2020 IBOR FALLBACKS PROTOCOL**

International Swaps and Derivatives Association, Inc (以下「ISDA」という。)は、Protocol Covered Documents の当事者が、(i) Covered ISDA Definitions Booklet を組み込んである又は Covered ISDA Definitions Booklet に定義するレートを参照している Protocol Covered Document につき、当該 Protocol Covered Document の条項に、2020 年 10 月 23 日に最終版が確定し、2021 年 1 月 25 日に ISDA により公表され、かつ、効力が発生する Supplement to the 2006 ISDA Definitions (以下「IBOR Fallbacks Supplement」という。)の条項又は特定の定義語のいずれかを含める修正を、また、(ii) Relevant IBOR を参照している Protocol Covered Document につき、当該 Relevant IBOR に関する新たなフォールバックを当該 Protocol Covered Document の条項に含める修正を、当該各 Protocol Covered Document の条項について行うことを可能とするために、ISDA 2020 IBOR Fallbacks Protocol (以下「Protocol」という。)を公表する。

したがって、当事者は、以下に規定するとおり、Protocol の別添 1 の実質様式によるレター (以下「Adherence Letter」という。)を作成し、代理人としての ISDA に対して送付することにより、Protocol を批准することができ、これにより、その条項に拘束される (以下、当該当事者をそれぞれ「Adhering Party」という。)

## 1. Protocol の批准及び効力

(a) 本パラグラフ 1 に定める方法により Protocol を批准することで、各 Adhering Party は、Protocol における相互の約束を約因として、当該 Adhering Party と他方 Adhering Party との間の各 Protocol Covered Document の条項が、Protocol の Attachment に規定された条項に従い、修正されることに合意する。

(b) Protocol の批准は、本パラグラフに基づく、(下記サブパラグラフ(b)(i)から(b)(iii)までに従った) Adherence Letter の作成及び代理人としての ISDA に対するオンラインベースでの送付により証されるものとする。ISDA は、ウェブサイト ([www.isda.org](http://www.isda.org)) 上の「ISDA 2020 IBOR Fallbacks Protocol」というセクションにおける遅くとも 30 暦日前までの通知により (又はその他適切な手段により)、その単独かつ絶対的な裁量権で、Protocol の批准期間終了日 (以下、かかる終了日を「Cut-off Date」という。)を指定する権利を有する。Cut-off Date 以降、ISDA は Protocol に関する新たな Adherence Letters を受け付けない。

---

\* This Japanese translation is for reference only. Although every effort has been made to ensure the accuracy of this translation, due to the differences in grammar and legal terminologies, the possibility that terms or words used in the Japanese translation may have different meanings or connotations from the English original cannot be ruled out. Therefore, this Japanese translation should not be relied upon by any person in making any decision or taking any action. If there exists any difference between the Japanese version and the English version, the English version should govern.

本日本語訳は参考訳であり、英語を原本といたします。本参考訳ではできる限り正確な翻訳を行っておりますが、英語と日本語の間には文法や法的・言語的な概念の違いがあり、それぞれの言語においても 1 つの語に対して複数の解釈が可能です。したがって、本参考訳の正確性及び信頼性は保証されるものではありません。原文と本参考訳の間に齟齬がある場合には、原文の内容が優先します。

(i) 各 Adhering Party は、ISDA のウェブサイト ([www.isda.org](http://www.isda.org)) 上の「Protocols」というセクションにアクセスし、Adherence Letter の様式を作成するために必要な情報をオンラインベースで入力し、所定の手数料を支払う。各 Adhering Party は、情報が入力された Adherence Letter をプロトコルのシステムから直接ダウンロードするか又は電子メールにて受領した後、署名し、署名済みの Adherence Letter を PDF ファイルの形式で添付してプロトコル管理システムにアップロードする。ISDA が署名済みの Adherence Letter を承認及び受諾した後、当該 Adhering Party は、同 Adhering Party が Protocol を批准したことを確認する電子メールを受領する。

(ii) すべての Adhering Parties が当該 Adherence Letter の同一内容の写しを閲覧することができるようにするため、署名の代わりに活字体による名称又はタイプ打ちされた名称を記載した各 Adherence Letter の同一内容の写しが ISDA により公表される。各 Adhering Party は、証拠としての効力との関係において、ISDA の General Counsel（又はその他の適切な職員）が認証した Adherence Letter の同一内容の写しを原本とみなすことに合意する。

(iii) 各 Adhering Party は、ISDA がその絶対的な裁量権で、Adherence Letter の批准日時を決定することにつき合意する。Protocol が公表される前の日付で批准され、かつ、ISDA へ送付された Adherence Letter は、Protocol が公表された日に送付されたものとみなされる。

(c) 二者の Adhering Parties 間において、Protocol に規定された諸条件に基づいて Protocol において企図される修正を行う合意は Implementation Date に効力を生じ、当該合意は、Implementation Date 又は関連する Protocol Covered Document Date のうちいずれか遅い方の日をもって、各 Protocol Covered Document の一部を構成するものとする。Protocol において企図される修正は(i) Implementation Date と(ii) Protocol Effective Date の遅い方の日になされるものとする。

(A) Protocol Covered Document に関する「Protocol Effective Date」は、2021年1月25日とする。

(B) 二者の Adhering Parties に関する「Implementation Date」は、代理人としての ISDA が（上記パラグラフ 1(b)に従って）二者の Adhering Parties のうち後に批准した当事者から Adherence Letter を受領した日とする。ただし、(I) Agent が Client を代理して締結した Protocol Covered Documents については、パラグラフ 3(m)に服することを条件として、それぞれサブパラグラフ 3(g)(i)(A)、サブパラグラフ 3(g)(i)(B)、サブパラグラフ 3(g)(i)(C)、パラグラフ 3(h)、パラグラフ 3(i)又はパラグラフ 3(j)に定める日を Implementation Date とし、(II) Non-Agent Executed Protocol Covered Document については、パラグラフ 3(m)に服することを条件として、パラグラフ 3(l)に定める日を Implementation Date とする。

当該 Adhering Party のいずれかから追加的な又は修正された Adherence Letter を ISDA が受領しても、当該 Implementation Date を変更する効力はない。

(d) Protocol は、交渉されることなく使用されることを意図しているが、当該 Protocol Covered Document の条項に従って当事者が別途行うことのできる Protocol Covered Document に関する修正、変更又は権利の放棄を制限するものではない。

(i) Protocol を批准するにあたって、Adhering Party は、自己の Adherence Letter において追加的な規定、条件又は制限を指定することはできない。

(ii) 代理人としての ISDA が Protocol を遵守していないと誠実に判断する批准は無効であり、ISDA は、かかる判断を行った後、合理的に可能な限り速やかに、かかる事実を当該当事者に対して通知するものとする。

(e) 各 Adhering Party は、Protocol の批准が取消不能であることを認識し、合意する。ただし、Adhering Party は、Protocol Effective Date 以後、Protocol Business Day に有効となる（パラグラフ 3(f)に基づき決定される。）大要 Protocol の Exhibit 2 の様式による通知（以下「Revocation Notice」という。）を代理人としての ISDA に送付し、相手方当事者と当該 Adhering Party との間の Protocol Covered Documents に関する Implementation Date となりうる最終日として、次の Revocation Date を指定することができる。

(i) Adhering Party により Revocation Notice が有効に行われた後、Protocol は、当該 Adhering Party と他の Adhering Party との間の Protocol Covered Document であって、関連する Revocation Date の到来後に Implementation Date が到来するものを修正するものではない。

(ii) Agent がある Client を代理して Protocol を批准した場合、当該 Client が本パラグラフ 1(e)に基づいて有効な Revocation Notice を送付したときは、Protocol は他の Adhering Party と当該 Client との間で当該 Client 自ら又は当該 Agent が当該 Client を代理して締結した Protocol Covered Document 又は Non-Agent Executed Protocol Covered Document（適用がある場合）（いずれの場合も、当該 Client の Revocation Notice において Implementation Date が到来しうる最終日として指定された当該 Revocation Date の到来後に Implementation Date が到来するもの）を修正するものではない。

(iii) 本パラグラフ 1(e)に基づいて、Agent がある Client を代理し Revocation Notice を送付し、当該 Client が別途、Agent の代理によらず Protocol を直接批准した場合、当該 Agent が送付した Revocation Notice は、当該 Client が他の Adhering Party と締結した Protocol Covered Document（Agent を通じて締結されたものを含む。）について、Revocation Date 後に Implementation Date が到来することを妨げるものではない。

(iv) サブパラグラフ 1(e)(i)、サブパラグラフ 1(e)(ii)及びサブパラグラフ 1(e)(iii)は、当該 Revocation Date が到来し又は到来したとみなされる日又はそれより前に Implementation Date が到来した、Adhering Parties 二者間の Protocol Covered Document について、当該 Protocol Covered Document の締結日にかかわらず、Protocol に基づき行った修正を制限するものではなく、当該 Revocation Date が到来し又は到来したとみなされた場合にも、かかる修正は効力を生じるものとする。

(v) 各 Revocation Notice は、パラグラフ 3(f)において指定された方法により送付しなければならない。

(vi) 各 Adhering Party は、証拠としての効力との関係において、ISDA の General Counsel 又は適切な職員が認証した Revocation Notice の同一内容の写しを原本とみなすことに合意する。

(vii) 代理人としての ISDA が、本パラグラフ 1(e)を遵守していないと誠実に判断する撤回は無効であり、ISDA は、かかる判断を行った後、合理的に可能な限り速やかに、かかる事実を当該当事者に対して通知する。

## 2. 表明及び約束

(a) (i)上記パラグラフ 1 に基づき、Adhering Party が Protocol を批准した日（ISDA が（上記 1(b)に従って）当該 Adhering Party から Adherence Letter を受領した日）と(ii)Protocol Covered Document Date のいずれか遅い方の日において、当該 Adhering Party は、Protocol Covered Document を締結した当事者である各他方 Adhering Party に対して、以下の各事項を表明する（これらの表明事項は、Protocol Effective Date 及び Implementation Date において、いずれか又は双方の日が当該 Adhering Party が Protocol を批准した日よりも後に到来する場合、繰り返されたものとみなされる。）。

(A) 状態 関連する場合、その設立準拠法に基づき適法に設立され、有効に存続していること、かつ、（かかる準拠法上関連する場合）財務的に健全な状態にあること又は Protocol Covered Document において上記までと異なる状態を表明する場合、かかる状態にあること。

(B) 権限 Adherence Letter を作成及び送付する権限並びに Adherence Letter 及び Adherence Letter と Protocol（Protocol の Attachment を含む。）により修正された Protocol Covered Document に基づく義務を履行する権限を有し、また、かかる作成、送付及び履行を授権するために必要な一切の行為を行ったこと。

(C) 違反又は抵触がないこと 上記の作成、送付及び履行は、適用ある法令、自己の設立文書、自己若しくはその資産に適用される裁判所又はその他政府機関の命令若しくは判決、自己若しくはその資産を拘束し、あるいは影響を与える契約上の制約に違反し又はこれに抵触していないこと。

(D) 同意 Adherence Letter 及び Adherence Letter と Protocol（Attachment を含む。）により修正された Protocol Covered Document に関して、取得していなければならない政府等のすべての同意は、既に取得されており、完全な効力及び効果を有し、かつ、この同意に係る一切の条件が満たされていること。

(E) 拘束力のある義務 Adherence Letter 及び Adherence Letter と Protocol（Attachment を含む。）により修正された Protocol Covered Document に基づく自己の義務は、適法、有効で拘束力を有し、かつ、それぞれの条項に従い執行可能であること（ただし、適用ある破産、更生、支払不能、支払猶予その他これに類する債権者の権利に通常影響を与える法令及び執行可能性に関しては一般に適用される衡平法上の原則の制約を受ける（執行の申立は衡平法上の手続で求められるか普通法上の手続で求められるかを問わない。））。

(F) 信用補完 Protocol の批准及び Protocol による修正 (Attachment を含む。) は、Adherence Letter 及び Protocol (Attachment を含む。) により修正された Protocol Covered Documents に関連する自己の義務に関する Credit Support Document 又は Third Party Credit Support Document において、自己又は第三者が負う義務に関する執行可能性、有効性又は効力に悪影響を及ぼさないこと。

(b) 各 Adhering Party は、Protocol Covered Document を締結した当事者である各他方 Adhering Party との間で、上記の各表明が、Protocol Covered Document が ISDA Master Agreement の場合には、同契約セクション 5(a)(iv)の表明であり、また、その他の Protocol Covered Document である場合には、当該 Protocol Covered Document の類似の規定の表明であり、それらの表明は、(i)当該 Adhering Party が、上記パラグラフ 1 に基づき Protocol を批准した日と、(ii)Protocol Covered Document Date のうちいずれか後に到来する日に各 Adhering Party により行われたものであり、Protocol Effective Date 及び Implementation Date において、いずれか又は双方の日が当該 Adhering Party が Protocol を批准した日よりも後に到来する場合、繰り返されたとみなされるものであることに合意する。

(c) *Third Party Credit Support Documents* を伴う *Protocol Covered Documents* に関する約束 第三者の同意、承認、合意、承諾その他の取得を明確に要求する *Third Party Credit Support Documents* を伴う *Protocol Covered Documents* に関して、当該契約に基づき自己の債務が当該 Third Party により担保、保証又はその他の方法で信用補完されている各 Adhering Party は、当該書類を締結した当事者である各他方 Adhering Party に対して、当該 Third Party の同意 (下記パラグラフ 2(d)による場合を含む。)、承認、合意、承諾その他の取得したこと及び当事者から要求があれば、かかる同意、承認、合意、承諾その他の取得に関する証拠を当該他の Adhering Party に対して送付することを約束する。

(d) *みなし第三者同意* Third Party Credit Support Document に関する Third Party でもある各 Adhering Party は、当該 Third Party Credit Support Document により信用補完されている Protocol Covered Document に対して Protocol により修正がなされることについて、同意したものとみなされる。

### 3. 雑則

#### (a) 完全な合意、リステイトメント、存続

(i) Protocol は、その対象に関する Adhering Parties の完全な合意及び了解を構成し、(本書において別段の定めがない限り) これに関するすべての口頭による通信及び事前に作成された文書に優先する。各 Adhering Party は、Protocol の批准に当たり、口頭又は書面による一切の表明、保証又はその他の形式の言質に依拠していないこと (Protocol 又は Attachment に規定され又は言及されている場合を除く。)、また、これに関して利用可能な一切の権利及び救済手段を放棄することを認める。ただし、Protocol のいずれの規定も、Adhering Party の不正行為に対する責任を制限又は除外するものではない。

(ii) Protocol Covered Document に関して Protocol に基づき行われたものとみなされる修正を除き、各 Protocol Covered Document のすべての条件は、当該 Protocol Covered Document が Protocol に従うこととなった最初の日の直前において有効な規定に従い、引き続き完全な効力を有する。Protocol において明示的に記述されている場合を除き、Protocol のいずれの規定も、当該 Adhering Party が当事者であるか、信用補完の提供者又

は受益者である Protocol Covered Documents に基づく Adhering Party の権利の放棄又は免除を構成するものではない。当該 Protocol Covered Document の対象に関して当該 Protocol Covered Document が当該 Protocol Covered Document の当事者間の完全な合意及び了解を構成する旨の Protocol Covered Document におけるいかなる記載にかかわらず、Protocol はその対象に関して存続し、Protocol に基づき行われた又は行われたものとみなされるすべての修正は、Adhering Parties 間の各 Protocol Covered Documents の一部を構成する。

(b) **契約の除外** 上記サブパラグラフ 1(a)の規定にかかわらず、Adhering Parties 間の契約に関して、Protocol が適用されない旨を当該契約の当事者が当該契約において明示的に記載されている場合又はその他の方法により書面で合意した場合、当該契約は Protocol Covered Document とはならないものとする。

(c) **修正** Protocol において企図される事項に関する修正、変更又は権利の放棄（なお、Protocol Covered Document が他のもののヘッジとして機能すること（又はその逆）が企図されている当該 Protocol Covered Document の調整に関連する修正、変更又は権利の放棄を含む。）は、Protocol Covered Document の条項に基づいて行われた場合にのみ Protocol Covered Document に関して効力を生じ、当該 Protocol Covered Document の当事者間においてのみ効力を生じる。

(d) **表題** Protocol 及び Adherence Letter において用いられる表題は、参照の便宜の目的のみのものであり、Protocol 又は Adherence Letter の解釈に影響を与えるものではなく、これらの解釈の際に考慮されるものではない。

(e) **準拠法** Adhering Parties 二者間において、また、それらの者の間で締結された各 Protocol Covered Document について、Protocol 及び各 Adherence Letter は、抵触法の原則にかかわらず英国法に準拠し、これに従って解釈される。ただし、各 Protocol Covered Document の修正は、当該 Protocol Covered Document において準拠法として明記されている法律に準拠し、これに従って解釈され、その他適用のある抵触法の原則に従うものとする。

(f) **通知** Revocation Notice は書面により、不可変の PDF（ポータブル・ドキュメント・フォーマット）ファイルの形式で添付して ISDA (isda@isda.org) に電子メールで送付する必要があり、送付された日に有効に送付されたものとみなされる。ただし、送付日に ISDA のロンドン・オフィスが休業日であるか、当該通知がロンドン時間午後 5 時以降に送付された場合、当該通知は、ISDA のロンドン・オフィスの翌開業日に有効に送付されたものとみなされる。

(g) **Client を代理して Protocol を批准する Agent の能力**

(i) Agent は、以下の Client を代理して、Protocol を批准することができる。

(A) 当該 Agent が代理するすべての Clients（この場合、当該 Agent は業界において一般に利用可能なオンラインの Platform（例えば IHS Markit が提供する ISDA Amend プラットフォームを含む。以下「Platform」という。）を通じて個々の Client を特定することを要せず、また、当該 Clients を代理して当該 Agent が締結したすべての Protocol Covered Document につき、Implementation Date は、ISDA が（上記パラグラフ 1(b)に従って）二者の Adhering Parties のうち後に批准した当事者から Adherence Letter を受領した日とする。）。

(B) 当該 Agent が Platform を通じて指定又は特定した、当該 Agent が代理する Clients のみ。かかる Client すべてを代理して当該 Agent が締結したすべての Protocol Covered Document につき、Implementation Date は、当該 Agent が当該 Client の名称又は識別情報を他方 Adhering Party に伝達する日として Platform に表示される日（又は代理人としての ISDA が他方 Adhering Party から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日）とする。

(C) ISDA が（上記パラグラフ 1 (b)に従って）二者の Adhering Parties のうち後に批准した当事者から Adherence Letter を受領した日以前に、当該 Agent が、批准から除外される Client であるとして Platform を通じてその名称又は識別情報を他方 Adhering Party に対して伝達した Clients を除く、当該 Agent が代理するすべての Clients（この場合、当該 Agent は、Platform を通じて代理して批准する個々の Client を特定することを要しない。）（なお、下記サブパラグラフ 3(h)(i)に従う。）批准から除外される Client であるとして Platform を通じてその名称又は識別情報が他方 Adhering Party に対して伝達されていない Client を当該 Agent が代理して締結した Protocol Covered Document につき、Implementation Date は、（下記サブパラグラフ 3(h)(i)に服することを条件として）ISDA が（上記パラグラフ 1 (b)に従って）二者の Adhering Parties のうち後に批准した当事者から Adherence Letter を受領した日とする。ISDA が（上記パラグラフ 1(b)に従って）二者の Adhering Parties のうち後に批准した当事者から Adherence Letter を受領した日以前に、当該 Agent が、Platform を通じて他方 Adhering Party に対して批准から除外されるいずれの Clients の名称又は識別情報をも伝達していなかった場合、下記サブパラグラフ 3(h)(i)に従い、当該 Agent がすべての Client を代理して締結した Protocol Covered Document につき、ISDA が（上記パラグラフ 1(b)に従って）二者の Adhering Parties のうち後に批准した当事者から Adherence Letter を受領した日を Implementation Date とする。

さらに、いずれの場合も、Agent が Adherence Letter において Option 2 を選択した場合、当該 Agent は、当該 Agent がサブパラグラフ 3(g)(ii)(B)(II)が適用される Client として Platform を通じてその名称又は識別情報を他方 Adhering Party に対して伝達した Clients を代理して Protocol を批准することができる（この場合、すべての Non-Agent Executed Protocol Covered Document につき、Implementation Date は、下記サブパラグラフ 3(1)に定めるものとする。）

(ii) いずれの場合も、Agent は、以下のいずれかに対して Protocol に定める修正を適用することを選択することができる。

(A) 上記サブパラグラフ 3(g)(i)(A)、サブパラグラフ 3(g)(i)(B)又はサブパラグラフ 3(g)(i)(C)に基づき当該 Agent が代理して批准するすべての Clients について、当該 Clients を代理して当該 Agent が締結した各 Protocol Covered Document（以下「Option 1」という。）。

(B) (I)上記サブパラグラフ 3(g)(i)(A)、サブパラグラフ 3(g)(i)(B)又はサブパラグラフ 3(g)(i)(C)に基づき当該 Agent が代理して批准するすべての Clients について、当該 Clients を代理して当該 Agent が締結した Protocol Covered Document、及び(II)当該 Agent が代理して批准し、サブパラグラフ 3(g)(ii)(B)(II)が適用される Client であるとして Platform を通じて当該 Agent が名称又は識別情報を他方 Adhering Party に対して伝達した Clients について、当該 Agent がこれらの Clients を代理して締結していない各 Protocol Covered Documents であって、当該 Agent が当該 Client から修正を行う権限を付与されているもの (Protocol において、本サブパラグラフ 3(g)(ii)(B)(II)に定める書類を「Non-Agent Executed Protocol Covered Documents」といい、本サブパラグラフ 3(g)(ii)(B)(II)において、当該 Agent がかかる Client の名称又は識別情報を他方 Adhering Party に対して伝達する日として Platform に表示される日を Identification Date とする。) (以下「Option 2」という。)。当該 Agent が Protocol を批准し Option 2 を選択する場合、当該 Agent が代理して上記サブパラグラフ 3(g)(i)(A)、サブパラグラフ 3(g)(i)(B)又はサブパラグラフ 3(g)(i)(C)に基づき批准し、上記サブパラグラフ 3(g)(ii)(B)(II)が適用される Client であるとして Platform を通じてかかる Client の名称又は識別情報を他方 Adhering Party に対して伝達した Client については、上記サブパラグラフ 3(g)(ii)(B)(I)及びサブパラグラフ 3(g)(ii)(B)(II)の双方において言及される Protocol Covered Documents が Protocol の条項に従って修正される。なお、当該 Agent が Client を代理して締結していない Protocol Covered Document であって、当該 Agent が当該 Client から修正を行う権限を付与されていないものは、Non-Agent Executed Protocol Covered Document を構成しない。

(iii) Option 1 か Option 2 かの選択は、Adherence Letter でなされるものとする。Agent による批准は、Adherence Letter で選択されたそれぞれ Option 1 又は Option 2 に定める Protocol Covered Documents についてのみ効力を生じるものとする (Agent が Option 2 を選択した場合における Non-Agent Executed Protocol Covered Documents については、(A)下記サブパラグラフ 3(g)(iv)及びパラグラフ 3(l)に従い、かつ、(B)上記サブパラグラフ 3(g)(ii)(B)(II)に基づき当該 Agent が代理して Non-Agent Executed Protocol Covered Documents を修正する Clients の名称又は識別情報を他方 Adhering Party に対して伝達することを条件とする (Agent が上記サブパラグラフ 3(g)(i)(A)、サブパラグラフ 3(g)(i)(B)又はサブパラグラフ 3(g)(i)(C)に定める方法により Protocol を批准するかを問わない。))。

(iv) Agent が Protocol を批准し、その Adherence Letter において Option 2 を選択する場合、Agent は、Non-Agent Executed Protocol Covered Document についてのみ、他方 Adhering Party からの書面 (電子メールによる場合を含む。) による要請を受けた後、合理的に可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合においても当該要請の 15 暦日後の日の終了時まで、当該書類を修正する Agent の権限を証明する、他方 Adhering Party がその単独の裁量において満足する合理的な証拠を提供するものとする。ただし、以下の場合を除く。

(A) ISDA が (上記パラグラフ 1 (b)に従って) 当該 Agent と他方 Adhering Party のうち後に批准した当事者から Adherence Letter を受領した日より前に、当該



Agent が他方 Adhering Party に対して、当該 Client が当該 Agent をその代理として行なうものとして指名し、かつ、Protocol に企図される修正を Non-Agent Executed Protocol Covered Document に対して行う権限（当該権限が明示的に Protocol に言及するものであるかを問わない。）を与える書類（投資顧問契約等）の写し又は関連のある抄本を送付した場合、他方 Adhering Party が当該書類又は関連のある抄本の追加の写しを要請する（当該要請は書面（電子メールによる場合を含む。）によって行われることを要する。）権利を有することを条件として（当該要請は、Identification Date 又は代理人としての ISDA が当該他方 Adhering Party から Adherence Letter を受領した日のいずれか遅い方の日から 15 暦日後の日の終了時までに行われるものとする。）、当該 Agent は、Protocol の目的において、当該 Client を代理して Protocol に企図される修正を Non-Agent Executed Protocol Covered Document に対して行う権限を証明する追加的な証拠を提供することを要さず、また、当該 Non-Agent Executed Protocol Covered Document について、(I)他方 Adhering Party が当該書類又は関連のある抄本の追加の写しを要請しない場合、Identification Date 又は代理人としての ISDA が他方 Adhering Party から Adherence Letter を受領した日のいずれか遅い方の日から 15 暦日後の日の終了時に、又は(II)他方 Adhering Party が当該書類又は関連のある抄本の追加の写しを要請した場合、当該他方 Adhering Party に対して追加の写しが送付された日に、当該 Agent は、他方 Adhering Party にとって合理的に満足することのできる証拠を提供したものとみなされるものとする。

(B) 他方 Adhering Party が、Identification Date 又は代理人としての ISDA が他方 Adhering Party から Adherence Letter を受領した日のいずれか遅い方の日から 15 暦日後の日の終了時までには当該証拠を要請しない場合、Agent は、当該 15 暦日後の日の終了時に、他方 Adhering Party にとって合理的に満足することのできる証拠を提供したとみなされるものとする。

(C) Agent から他方 Adhering Party に対する証拠の送付後、当該証拠送付後 15 暦日後の日の終了時までには当該他方 Adhering Party が Agent に対して異議を通知しない限り、Agent は、当該 15 暦日後の日の終了時に、他方 Adhering Party にとって合理的に満足することのできる証拠を提供したとみなされるものとする（なお、上記サブパラグラフ 3(g)(iv)(A)に従う。）。

(D) 以下の事由が生じた場合、他方 Adhering Party が証拠を追加要請する権利及び Agent が当該証拠を提供する権利を妨げることなく、また、当該証拠についてサブパラグラフ 3(g)(iv)(C)に従い、Non-Agent Executed Protocol Covered Document は Protocol により修正されないものとする。

(I) 他方 Adhering Party からの書面による請求後、Agent が当該他方 Adhering Party に対して、当該書類を修正する権限を証明する証拠を提供しない場合、又は上記サブパラグラフ 3(g)(iv)(A)の適用がある場合において、書面による要請が行われてから 15 暦日後の日の終了時までには、当該書類又は関連のある抄本の追加の写しを提供しないとき。

(II) 上記サブパラグラフ 3(g)(iv)(A)に従い、他方 Adhering Party が、Agent の提供した証拠が満足できるものではないと判断し、その旨を Agent に対して当該証拠が送付された日から 15 暦日後の終了時までに通じた場合。

(E) Agent が、他方 Adhering Party に対してかかる証拠を提供しなかったことは、当該 Non-Agent Executed Protocol Covered Document に基づく Potential Event of Default 若しくは Event of Default (いずれも ISDA Master Agreement に定義される。) 若しくは類似する事由を生じさせず、又は Protocol 若しくは当該 Non-Agent Executed Protocol Covered Document に基づく他の契約上の請求権を発生させないものとする。

(v) Agent が Protocol を批准し、それぞれ(A) (上記サブパラグラフ 3(g)(i)(B)において企図されるように) 自らが代理して批准する Clients、(B) (上記サブパラグラフ 3(g)(i)(C)において企図されるように) 批准から除外される Clients 又は(C) (上記サブパラグラフ 3(g)(ii)(B)(II)において企図されるように) 自らが代理して Non-Agent Executed Protocol Covered Documents を修正する Clients として、Platform を通じて 1 又は複数の特定の Clients を指定又は特定する場合、当該 Agent は、当該 Platform を通じて、当該各 Client に係る取引主体識別子 (LEI) を提供するものとする。

(vi) Agent が、上記パラグラフ 1 及び本パラグラフ 3(g)に基づき、ある Client を代理して Adherence Letter を作成及び送付することにより、当該 Client を代理して Protocol を批准する場合、Protocol (Attachment を含む。) 及び Adherence Letter における Adhering Party への言及は、当該 Client を指すものと解される。ある Client について、(当該 Client が自己のために批准し、かつ、1 又は複数の Agents が当該 Client を代理して批准することにより) ISDA が上記パラグラフ 1(b)に従い 2 以上の Adherence Letter を受領した場合、以下のとおりとする。

(A) ISDA が、Client から Adherence Letter を受領後、当該 Client を代理する Agent から Adherence Letter を受領した場合、(I)当該 Client を代理する Agent が締結した書類又は(II) Adherence Letter の中で Option 2 を Agent が選択するときは、当該 Client が自己のために締結したものの、当該 Agent が当該 Client により修正を行う権限を有する書面であって、いずれも(1) Protocol Effective Date 又は(2)代理人としての ISDA が当該 Agent から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日 (若しくは代理人としての ISDA が他方 Adhering Party から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日) よりも前の Protocol Covered Documents Date を有するものは、下記の Protocol Covered Confirmation、Protocol Covered Credit Support Document 及び Protocol Covered Master Agreement の定義において、「Protocol Covered Document Date が Protocol Effective Date よりも前のもの (又は代理人としての ISDA が (上記パラグラフ 1(b)に従って) 二者の Adhering Parties のうち後に批准した Adhering Party から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日)」 (「a Protocol Covered Document Date prior to the Protocol Effective Date (or, if later, the date of acceptance by ISDA, as agent, of an Adherence Letter (in accordance with paragraph 1(b) above) from the later of the two Adhering Parties to adhere)」) を有するものとみなされる。

(B) ISDA が、ある Client を代理する Agent から Adherence Letter を受領後、当該 Client から Adherence Letter を受領した場合、当該 Client が締結する書類（直接に又は Agent による代理行為を通じて締結されるかを問わない。）であって、(I) Protocol Effective Date 又は (II) 代理人としての ISDA が当該 Client から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日（若しくは代理人としての ISDA が他方 Adhering Party から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日）よりも前の Protocol Covered Documents Date を有するものは、下記の Protocol Covered Confirmation、Protocol Covered Credit Support Document 及び Protocol Covered Master Agreement の定義において、「Protocol Covered Document Date が Protocol Effective Date よりも前のもの（又は代理人としての ISDA が（上記パラグラフ 1(b) に従って）二者の Adhering Parties のうち後に批准した Adhering Party から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日）」（「a Protocol Covered Document Date prior to the Protocol Effective Date (or, if later, the date of acceptance by ISDA, as agent, of an Adherence Letter (in accordance with paragraph 1(b) above) from the later of the two Adhering Parties to adhere)」）を有するものとみなされる。

(vii) Agent が、ある Client を代理して Protocol を批准する場合、(A) パラグラフ 1 に基づき当該 Agent が Protocol を批准する日又は (B) Protocol Covered Documents Date のいずれか遅い方の日において、当該 Agent は、(I) 当該 Client を代理して締結した Protocol Covered Document の相手方である各 Adhering Party に対して、又は (II) Non-Agent Executed Protocol Covered Document の当事者である各 Adhering Party に対して、関連する Implementation Date において、自らが当該 Client を代理して Adherence Letter を締結するために必要なすべての権限を有していることを表明する（当該表明は、Protocol Effective Date 及び Implementation Date のいずれか一方又は双方の日が当該 Agent による Protocol の批准日より後に到来する場合、これらの日に繰り返し行われるものとみなされる。））。下記パラグラフ 3(h)、パラグラフ 3(i)、パラグラフ 3(j) 又はパラグラフ 3(k) において言及される Client については、Agent は、関連する Implementation Date において、自らが当該 Client に対して Adherence Letter の条項を適用するために必要なすべての権限を有していることを表明する。

(h) **ISDA が、Agent 又は他方 Adhering Party のうち後に批准した当事者から Adherence Letter を受領した日の後に Agent Protocol Covered Document に追加された Clients**

(i) ISDA が（上記パラグラフ 1(b) に従って）Agent 又は他方 Adhering Party のうち後に批准した当事者から Adherence Letter を受領した日の後に、当該 Agent 及び Adhering Party の間の Agent Protocol Covered Document に追加された Client（以下「New Client」という。）につき、当該 Agent 及び当該 Adhering Party は、当該 Agent と当該 Adhering Party との間で別段の合意がない限り（当該別段の合意は、Agent が上記サブパラグラフ 3(g)(i)(C) に定める方法に従い Protocol を批准する場合、New Client が Agent Protocol Covered Document に追加された時に、当該 Agent が他方 Adhering Party に対して、Platform を通じて当該 New Client が批准から除外されることを伝達することにより、締結することが可能である。）、当該 Adhering Party とすべての New Client との間の当該 Agent Protocol Covered Document の条項は、Protocol により効力を生じる修正の対象となること、かつ、当該 Adhering Party と New Client の間における Implementation Date は、

New Client が Agent Protocol Covered Document に追加された日とすることに合意する（なお、下記サブパラグラフ 3(h)(ii)に従う。）。

(ii) Agent が、上記サブパラグラフ 3(g)(i)(B)に定める方法に従い Protocol を批准し、かつ、自らが代理して批准する 1 又は複数の Clients を指定又は特定する場合、当該 Adhering Party と New Client の間における Agent Protocol Covered Document の条項が Protocol により効力を生じる修正の対象となるためには、当該 Agent は、各 New Client の識別情報（取引主体識別子（LEI）を含む。）を、Platform を通じて、New Client が追加された Agent Protocol Covered Document の当事者である他方 Adhering Party に対して伝達するものとし、Adhering Party と New Client との間の Implementation Date は、Agent が Platform を通じて他方 Adhering Party に対して当該 New Client の識別情報を伝達する日として当該 Platform に表示される日とする。

(i) **Agent の Adherence Letter が ISDA に受領された日の後に、Agent の特定された対象 Client のリストに追加される Clients** Agent が、上記サブパラグラフ 3(g)(i)(B)に定める方法に従い Protocol を批准し、かつ、自らが代理して批准する 1 又は複数の Clients を指定又は特定する場合、上記サブパラグラフ 3(g)(ii)(A)又はサブパラグラフ 3(g)(ii)(B)(I)のそれぞれにおいて、当該 Agent は、代理人としての ISDA が Adherence Letter を受領した日の後に、自らが追加して批准する追加の Clients について（Platform を通じて）その名称又は識別情報を他方 Adhering Party に対して伝達することができ、当該他方 Adhering Party と追加の Client との間における Implementation Date は、当該 Agent と当該 Adhering Party との間で別段の合意がない限り、当該 Agent が Platform を通じて他方 Adhering Party に対して当該追加の Client の識別情報を伝達する日として当該 Platform に表示される日（又は代理人としての ISDA が他方 Adhering Party から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日）とする。

(j) **Agent の Adherence Letter が ISDA に受領された日以降に、Agent の除外される Clients のリストから削除される Clients** Agent が、上記サブパラグラフ 3(g)(i)(C)に定めるアプローチに従い Protocol を批准し、かつ、批准から除外される 1 又は複数の Clients を指定又は特定する場合、上記サブパラグラフ 3(g)(i)(A)又はサブパラグラフ 3(g)(i)(B)のそれぞれにおいて、Agent は、代理人としての ISDA が Adherence Letter を受領した日の後に、Platform を通じて、1 又は複数の Clients をその除外される Client のリストから削除することができ、他方 Adhering Party と当該 Client との間における Implementation Date は、当該 Agent と当該 Adhering Party の間で特段の合意がない限り、当該 Client が除外される Clients のリストから削除されることを当該 Agent が他方 Adhering Party に伝達する日として当該 Platform に表示される日（又は代理人としての ISDA が他方 Adhering Party から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日）とする。

(k) **上記サブパラグラフ 3 (g)(ii)(B)(II)が適用される、Agent の Clients リストに追加される Clients** Agent が Protocol を批准し、その Adherence Letter において Option 2 を選択し、かつ、上記サブパラグラフ 3(g)(ii)(B)(II)が適用される 1 又は複数の Clients を指定又は特定する場合、当該 Agent は、代理人としての ISDA が Adherence Letter を受領した日より後に、上記サブパラグラフ 3(g)(ii)(B)(II)が適用される追加の Clients を（Platform を通じて）指定又は特定することができる。

(l) **Non-Agent Executed Protocol Covered Documents の修正権限** Agentが Protocol を批准し、(上記サブパラグラフ 3(g)(ii)に記載のとおり) Option 2 を選択した場合、各 Non-Agent Executed Protocol Covered Document に係る Implementation Date は、当該 Agent が、他方 Adhering Party に対して、サブパラグラフ 3(g)(iv)に従い、当該 Agent の当該 Non-Agent Executed Protocol Covered Document を修正する権限を証明する証拠を提供したとみなされる日とし、上記サブパラグラフ 3(g)(iii)につき、当該 Non-Agent Executed Protocol Covered Document にのみ関して、当該 Agent の批准は当該日に有効になるものとみなされる。

(m) **Agent と Client が共に Protocol に批准する場合、又は Client を代理して複数の Agent が批准する場合の Implementation Date** Agent が Protocol を批准し、特定のある Client 及び当該 Agent が当該 Client を代理して締結した Protocol Covered Document 又は Non-Agent Executed Protocol Covered Document につき、Protocol の条項に従い、複数の Implementation Date が存在する場合、Protocol の別段の定めにかかわらず、Implementation Date はそのうちの最初に到来する日とする。

(n) **Protocol Covered Document に係る Agent である Adhering Party** Protocol Covered Document の Agent として Protocol Covered Document (その添付書類を含む。)を作成する Adhering Party は、Protocol Covered Document に関する Agent として行為することのみによって、当該 Protocol Covered Document に明示的に規定されている場合を除き、Protocol との関係で、当該 Protocol Covered Document の当事者である、又は当該 Protocol Covered Document を締結した当事者とみなされることはないものとする。

#### 4. 定義

Protocol 及び Attachment において言及される以下の用語は、以下に定める意味を有するものとする。

「Additional Credit Support Document」とは、Protocol の Additional Documents Annex の Part 2 に定められた書類 (なお、それらの添付書類や付属書類を含むものとみなされる。)を意味する。

「Additional Master Agreement」とは、Protocol の Additional Documents Annex の Part 1 に定められた書類 (なお、それらの添付書類や付属書類を含むものとみなされる。)を意味する。

「Adherence Letter」とは、本書の冒頭部分において当該用語につき定められたものを意味する。

「Adhering Party」とは、本書の冒頭部分において当該用語につき定められたものを意味し、関連する場合には、上記サブパラグラフ 3(g)(vi)に従って解釈される。

「Agent」とは、1 又は複数の Clients を代理して、その代理人として、Protocol Covered Document を締結し (又は Non-Agent Executed Protocol Covered Document を修正する権限を有し)、Protocol に係る Adherence Letter を作成し、送付する法主体を意味する。また、上記パラグラフ 3(h)に関しては、Agent とは、Protocol Covered Document を締結し、上記パラグラフ 3(h)に基づき New Clients が追加され得る当該書類を修正する目的のみにおいて、上記サブパラグラフ 3(g)(i)に基づいて Adherence Letter を作成し、送付する法主体を意味する。

「Agent Protocol Covered Document」とは、1 又は複数の Clients を代理して、Protocol Effective Date（又は代理人としての ISDA が（上記パラグラフ 1(b)に従って）Agent と他方 Adhering Party のうち後に批准した当事者から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日）より前に、Agent が署名したすべての Protocol Covered Document を意味し、Protocol Effective Date（又は代理人としての ISDA が（上記パラグラフ 1(b)に従って）Agent と他方 Adhering Party のうち後に批准した当事者から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日）より前に、包括契約として、Agent と Adhering Party とにより署名されたすべての契約で、Adhering Party である Client の不存在がなければ Protocol Covered Document になる契約を含む。

「Client」とは、各 Agent に関して、当該 Agent が代理する顧客、投資家、ファンド、勘定又はその他の本人を意味する。

「Confirmation」とは、各取引に関して、当事者間で交換する、若しくは当該取引の確認又は証拠付けのために有効な 1 又は複数の書類若しくは他の裏付けする証拠を意味する。

「Covered ISDA Definitions Booklet」とは、ISDA により公表された 2006 ISDA Definitions、2000 ISDA Definitions、1998 ISDA Euro Definitions、1998 Supplement to the 1991 ISDA Definitions 及び 1991 ISDA Definitions のそれぞれをいう。

「Credit Support Document」とは、各 Adhering Party 及び Protocol Covered Document に関して、その条項により当該 Protocol Covered Document に基づく当該 Adhering Party の義務を随時担保、保証又は補完する、Implementation Date において有効な書類であり、当該書類が、当該書類中又は当該 Protocol Covered Document においてかかる書類として特定されているかを問わない。

「Cut-off Date」とは、上記パラグラフ 1(b)において当該用語につき定められたものを意味する。

「IBOR Fallbacks Supplement」とは、本書の冒頭部分において当該用語につき定められたものを意味する。

「Identification Date」とは、上記サブパラグラフ 3(g)(ii)において当該用語につき定められたものを意味する。

「Implementation Date」とは、上記サブパラグラフ 1(c)(B)において当該用語につき定められたものを意味する。

「ISDA」とは、本書の冒頭部分において当該用語につき定められたものを意味する。

「ISDA Credit Support Document」とは、以下の各書類を意味する。

- (a) 1994 ISDA Credit Support Annex (Bilateral Form; ISDA Agreements Subject to New York Law Only)
- (b) 1995 ISDA Credit Support Annex (Bilateral Form – Transfer; ISDA Agreements Subject to English law)
- (c) 1995 ISDA Credit Support Deed (Bilateral Form – Security Interest; ISDA Agreements Subject to English Law)

- (d) 1995 ISDA Credit Support Annex (Bilateral Form – Loan and Pledge; Security Interest Subject to Japanese Law)
- (e) 1995 ISDA Credit Support Annex (Bilateral Form – Transfer; ISDA Agreement Subject to French Law)
- (f) 1995 ISDA Credit Support Annex (Bilateral Form – Transfer; ISDA Agreement Subject to Irish Law)
- (g) 2008 ISDA Credit Support Annex (Loan/Japanese Pledge)
- (h) 2013 Standard Credit Support Annex (New York Law)
- (i) 2013 Standard Credit Support Annex (English Law)
- (j) 2014 Standard Credit Support Annex (New York Law – Multicurrency Settlement)
- (k) 2014 Standard Credit Support Annex (English Law – Multicurrency Settlement)
- (l) 2014 ISDA Korean Law Credit Support Annex (Bilateral Form – Loan and Pledge; Credit Support Annex Subject to Korean Law)
- (m) 2016 Credit Support Annex for Variation Margin (VM) (Bilateral Form; ISDA Agreements Subject to New York Law Only) (ISDA 2016 Variation Margin Protocol に基づいて Parties が締結する様式を含む。)
- (n) 2016 Credit Support Annex for Variation Margin (VM) (Bilateral Form - Transfer; ISDA Agreements Subject to English Law) (ISDA 2016 Variation Margin Protocol に基づいて Parties が締結する様式を含む。)
- (o) 2016 Credit Support Annex for Variation Margin (VM) (Bilateral Form – Loan; ISDA Agreements Subject to Japanese Law) (ISDA 2016 Variation Margin Protocol に基づいて Parties が締結する様式を含む。)
- (p) 2016 Credit Support Annex for Variation Margin (VM) (Bilateral Form – Transfer; ISDA Agreements Subject to French Law)
- (q) 2016 Credit Support Annex for Variation Margin (VM) (Bilateral Form – Transfer; ISDA Agreements Subject to Irish Law)

「ISDA Master Agreement」とは、ISDA 2002 Master Agreement、ISDA 2002 Master Agreement (French law)、ISDA 2002 Master Agreement (Irish law)、1992 ISDA Master Agreement (Multicurrency – Cross Border)、1992 ISDA Master Agreement (Local Currency – Single Jurisdiction)、1987 ISDA Interest Rate Swap Agreement 又は 1987 ISDA Interest Rate and Currency Exchange Agreement を意味し、いずれも ISDA により公表されたものをいう。

「Master Agreement」とは、(a)契約当事者による（直接の又は Agent による代理行為を通じた）締結行為により締結された、又は(b)契約当事者が Confirmation を（直接に又は Agent による代理行為を通じて）締結することにより、締結されたものとみなされることとなる ISDA Master Agreement 又は Additional Master Agreement を意味する。

「New Client」とは、パラグラフ 3(h)において当該用語につき定められたものを意味する。

「Non-Agent Executed Protocol Covered Documents」とは、サブパラグラフ 3(g)(ii)において当該用語につき定められたものを意味する。

「Platform」とは、サブパラグラフ 3(g)(i)(A)において当該用語につき定められたものを意味する。

「Protocol」とは、本書の冒頭部分において当該用語につき定められたものを意味する。

「Protocol Business Day」とは、Protocol Effective Date 後の、ロンドン及びニューヨークの双方において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済のために一般的に営業している日を意味する。

「Protocol Covered Confirmation」とは、上記サブパラグラフ 3(g)(vi)に従って、二者の Adhering Party が締結する（直接に又は Agent による代理行為を通じて締結されるかを問わず、また、Agent の代理行為を通じて締結される場合、Agent により締結されるか Agent を代理する法主体によって締結されるかを問わない。）Confirmation で、Protocol Covered Document Date が Protocol Effective Date よりも前のもの（又は代理人としての ISDA が（上記パラグラフ 1(b)に従って）二者の Adhering Parties のうち後に批准した Adhering Party から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日）を意味し、かつ、以下のいずれかに該当するものを意味する。

(a) Master Agreement を補完し、その一部を構成し又はその適用を受けるもので、かつ、Covered ISDA Definitions Booklet を組み込んでいるもの

(b) Master Agreement を補完し、その一部を構成し又はその適用を受け、かつ、Covered ISDA Definitions Booklet において「定義された」Relevant IBOR を参照しているもの又はその他の方式で Relevant IBOR が Covered ISDA Definitions Booklet によって定められた与えられた意味を有するものとして規定しているもの（ただし、かかる Covered ISDA Definitions Booklet が当該 Confirmation において完全な形で組み込まれているかを問わない。）

(c) Master Agreement を補完し、その一部を構成し又はその適用を受ける、かつ、どのように定義されているかにかかわらず、Relevant IBOR を参照しているもの

「Protocol Covered Credit Support Document<sup>1</sup>」とは、上記サブパラグラフ 3(g)(vi)に従って、二者の Adhering Party が締結する（直接に又は Agent による代理行為を通じて締結されるかを問わず、また、Agent の代理行為を通じて締結される場合、Agent により締結されるか Agent を代理する法主体によって締結されるかを問わない。）ISDA Credit Support Document 又は Additional Credit Support Document で、Protocol Covered Document Date が Protocol Effective Date よりも前のもの（又は代理人としての ISDA が（上記パラグラフ 1(b)に従って）二者の Adhering Parties のうち後に批准した Adhering Party から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日）を意味し、かつ、以下のいずれかに該当するものを意味する。

(a) Covered ISDA Definitions Booklet を組み込んでいるもの

---

<sup>1</sup> Protocol により修正される信用補完書類の当事者は、Protocol による修正の結果、当該信用補完書類に基づいて若しくは当該信用補完書類に関して、担保を再確認若しくは再設定するため又はその他の様式を満たすための対応を講じることの要否についても検討すること。



(b) Covered ISDA Definitions Booklet において「定義された」 Relevant IBOR を参照しているもの又はその他の方式で Relevant IBOR が Covered ISDA Definitions Booklet によって定められた与えられた意味を有するものとして規定しているもの（ただし、かかる Covered ISDA Definitions Booklet が当該 ISDA Credit Support Document 又は Additional Credit Support Document において完全な形で組み込まれているかを問わない。）

(c) どのような定義がされているかにかかわらず、 Relevant IBOR を参照しているもの

「Protocol Covered Document Date」とは、どのように記載されているかにかかわらず当該書類についての日付を意味する。ただし、(a)当該書類に異なる日付が規定されている場合、そのうち「日付で（「as of」）」として特定されている日が Protocol Covered Document Date を意味し、また、(b)当該書類が Confirmation（関連する一般的な条件を定めるコンファメーションを含むマスターコンファメーション契約を除く。）である場合、Protocol Covered Document Date は Trade Date を意味する。

「Protocol Covered Documents」とは、Protocol Covered Confirmations、Protocol Covered Master Agreements 及び Protocol Covered Credit Support Documents を意味し、清算取引に適用される書類（2016 ISDA/FIA Client Cleared OTC Derivatives Addendum に基づく「Client Transaction」（又はそれと実質的に同等の取引）又は清算参加者とその Client の間の 2016 ISDA/FIA Client Cleared OTC Derivatives Addendum おいて企図されている取引と同様の対象に実質的に関連するあらゆる書類を含む。）を除く。

「Protocol Covered Master Agreement」とは、上記サブパラグラフ 3(g)(vi)に従って、二者の Adhering Party が締結する（直接に又は Agent による代理行為を通じて締結されるかを問わず、また、Agent の代理行為を通じて締結される場合、Agent により締結されるか Agent を代理する法主体によって締結されるかを問わない。）（又は締結されたとみなされる）Master Agreement で、Protocol Covered Document Date が Protocol Effective Date よりも前のもの（又は代理人としての ISDA が（上記パラグラフ 1(b)に従って）二者の Adhering Parties のうち後に批准した Adhering Party から Adherence Letter を受領した日が後に到来する場合、当該日）を意味し、かつ、以下のいずれかに該当するものを意味する。

(a) Covered ISDA Definitions Booklet を組み込んでいるもの

(b) Covered ISDA Definitions Booklet において「定義された」 Relevant IBOR を参照しているもの又はその他の方式で Relevant IBOR が Covered ISDA Definitions Booklet によって定められた意味を有するものとして規定しているもの（ただし、かかる Covered ISDA Definitions Booklet が当該 Master Agreement において完全な形で組み込まれているかを問わない。）で当該用語につき定められたもの

(c) どのような定義がされているかにかかわらず、 Relevant IBOR を参照しているもの

「Protocol Effective Date」とは、上記サブパラグラフ 1(c)(A)で当該用語につき定められたものを意味する。

「Relevant IBOR」とは、

(a) 英ポンド LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）、スイスフラン LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）、米ドル LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）、ユーロ LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）、ユーロ銀行間取引金利（euro interbank offered rate）、日本円 LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）、日本円東京銀行間取引金利（Japanese yen Tokyo interbank offered rate）、ユーロ円東京銀行間取引金利（euroyen Tokyo interbank offered rate）、オーストラリア銀行間取引金利（bank bill swap rate）、カナダ銀行間取引金利（Canadian dollar offered rate）、香港銀行間取引金利（Hong Kong interbank offered rate）、シンガポールドル・スワップ・オファー・レート（Singapore dollar swap offer rate）及びタイ指標金利（Thai baht interest rate fixing）のいずれかであり、かつ、

(b) 通貨への言及又は指定を行わない LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）（なお、2005 ISDA Commodity Definitions のセクション 7.3（*Corrections to Published Prices*）中の「ロンドン時間午前 11:00 ころにおけるロンドン銀行間市場における支払通貨建ての預金に係るスポット・オファー・レート」（「the spot offered rate for deposits in the payment currency in the London interbank market as at approximately 11:00 a.m., London time」）への言及も含む。）を意味する。

いずれについても、関連する Protocol Covered Document でどのように定義されているか又は記載されているか（英語であるか、それ以外の言語であるか）を問わない。

「Revocation Date」とは、各 Revocation Notice と Adhering Party に関して、当該 Revocation Notice が Adhering Party から有効に ISDA に送付された暦月の翌暦月の最後の Protocol Business Day を意味する。

「Revocation Notice」とは、上記パラグラフ 1(e)で当該用語につき定められたものを意味する。

「Third Party」とは、Third Party Credit Support Document により補完される契約に関して、当該契約の当事者である Adhering Party を除く当該 Third Party Credit Support Document の当事者を意味する。

「Third Party Credit Support Document」とは、各 Adhering Party 及び Protocol Covered Documents に関して、1 又は複数の Third Parties（Adhering Party が当該書類の当事者であるかを問わない。）により作成された Credit Support Document であり、当該書類が、当該書類中又は当該 Protocol Covered Document において Third Party Support Document 又は Credit Support Document として特定されているかを問わない。

「Trade Date」とは、Protocol Covered Confirmation（関連する一般的な条件を定めるコンファメーションを含むマスターコンファメーション契約を除く。）に関して、当事者が関連する取引を締結した日を意味する。

Adherence Letter の様式

---

[Adhering Party のレターヘッド]

[日付]

**International Swaps and Derivatives Association, Inc.**

各位

**ISDA 2020 IBOR FALLBACKS PROTOCOL**

本書は、弊社が、International Swaps and Derivatives Association, Inc. (以下「ISDA」という。) が2020年10月23日に公表したISDA 2020 IBOR Fallbacks Protocol (以下「Protocol」という。) を批准したことを確認する。Adherence Letterを提出することによって、弊社がProtocolのAdhering Partyであることを確認する。本書は、他の各Adhering Partyと弊社との間において、Protocolで言及されているAdherence Letterを構成する。Protocolに定める定義及び規定は本Adherence Letterに適用され、弊社と各他方Adhering Partyとの間の各Protocol Covered Documentを補完し、その一部を構成する。

**1. 本人としての Adhering Party に関する事項**

弊社は、各 Adhering Party と弊社との間において、Protocol 及び本 Adherence Letter の条項に従って、Protocol の Attachment に定める修正が、弊社が当事者である各 Protocol Covered Documents に適用されることを認め、合意する。

**2. 代理人としての任命及び免責**

弊社は、Protocol という限定した目的において ISDA を代理人に任命し、本 Adherence Letter 又は弊社による Protocol の批准又は ISDA に対して要求され得る行為により発生し、又はその他これらに関連する、すべての請求、訴訟又は訴因（契約、不法行為その他を問わない。）に係る一切の権利を放棄し、かつ、ISDA を免責する。

**3. 仲裁に関する合意及びクラスアクションにおける権利放棄**

弊社は、Protocol を批准することで、Protocol の批准により発生し又は批准に関連するすべての請求や紛争は、International Chamber of Commerce による Rules of Arbitration (以下「Rules」という。) に基づいて3名の仲裁人が最終的に決着するものであることを理解

し、クラスアクション又は代表訴訟における代表又は一員として、ISDA に対する一切の請求や紛争を主張する権利をここに放棄する。申立人 (Rules に定義される。) は、「Request for Arbitration」において1名の仲裁人を任命するものとする。被申立人 (Rules に定義される。) は、「Answer to the Request」において、1名の仲裁人を任命するものとする。当事者が任命した2名の仲裁人は、仲裁に係る二当事者との協議により、仲裁廷で議長として行為する3人目の仲裁人が任命された後 (International Chamber of Commerce Court が3人目の仲裁人 (又は申立人又は被申立人が上記に従って任命することができない仲裁人) を任命する場合を除く。)、30日間で合意するものとする。

仲裁の合意は、Protocol に述べられている Revocation Notice による影響を受けないものとする。

#### 4. 支払

各 Adhering Party 又は各 Agent (Adhering Party が、Agent が代理して本 Protocol を批准する Client である場合) で、ISDA メンバーシップにおいて ISDA により「ISDA Primary Member」に分類される者は、本 Adherence Letter の送付時又は事前に、手数料 500 米ドルを一括で ISDA に対して支払うことを要する。各 Adhering Party 又は各 Agent (Adhering Party が、Agent が代理して本 Protocol を批准する Client である場合) で、「ISDA Primary Member」でない者は、本 Adherence Letter が Protocol Effective Date より前に送付する場合、手数料の ISDA への支払は不要となる。各 Adhering Party 又は各 Agent (Adhering Party が、Agent が代理して本 Protocol を批准する Client である場合) で、「ISDA Primary Member」でない者が Adherence Letter を Protocol Effective Date 以降に送付する場合、それぞれ当該 Adhering Party 又は Agent は、本 Adherence Letter の送付時又は事前に、手数料 500 米ドルを一括で ISDA に対して支払うことを要する。

#### 5. 連絡先

本 Adherence Letter に関する弊社の連絡先は、以下のとおりとする。

氏名：

会社名：

住所：

電話：

ファックス：

電子メール：

弊社は、ISDA による本書の同一内容の写しの公表及び ISDA による本書の内容の開示について同意する

[Adhering Party]<sup>2</sup>

<sup>2</sup> Adhering Party の正式名称を記載すること。

貴社が Agent である場合、貴社は以下の選択肢のうちの 1 つを利用して批准書に署名可能。貴社が自己のために、本人として批准する場合、また、貴社の Clients を代理して、Agent として批准する場合、貴社は、本人として自己のために批准書 1 通を提出し、Agent として貴社の Clients を代理して 2 通目の批准書を提出することを要し、後者のときは、以下の選択肢のうちの 1 つに従うこと。

第一に、すべての Clients を代理する Agent として Protocol を批准する権限を付与されている場合、「[(a)] Protocol Covered Document を代理人として締結し、又は締結する各ファンド、勘定又はその他の本人（それぞれ「Client」という。）及び将来 Agent Protocol Covered Document に追加されるすべての New Client [並びに (b) Non-Agent Executed Protocol Covered Documents に関して、Protocol のサブパラグラフ 3(g)(ii)(B)(II) が適用される Client として Platform を通じて指定又は特定する各 Client] を代理して行為する」（「acting on behalf of [(a)] each fund, account or other principal (each, a “Client”) on whose behalf we have entered, or will enter, into a Protocol Covered Document and any New Clients added to an Agent Protocol Covered Document in the future [and (b) in respect of any Non-Agent Executed Protocol Covered Documents, each Client which we name or identify through a Platform as being a Client in respect of which subparagraph 3(g)(ii)(B)(II) of the Protocol applies]」）旨を署名欄に示すことが可能。当該署名欄を使用する場合、各 Client に関する個別の Adherence Letter を ISDA に送付する必要はなく、Platform を通じて Clients の名称を特定することを要しない（ただし、本 Adherence Letter で Option 2 を選択した場合、貴社が Agent として Non-Agent Executed Protocol Covered Documents を修正する Clients を Platform を通じて特定することを要し、貴社は当該 Clients を特定し、当該 Clients の LEIs を提供する責任を負う。貴社が当該 Client の名称を指定できないか、指定することを望まない場合、LEIs により Clients を特定することができる場合は、貴社は当該 Clients の名前を含めることなく、LEIs を用いて Clients を特定することが可能となる。）。貴社が本 Adherence Letter で Option 2 を選択しない場合、貴社は署名欄の角括弧内の文言を削除すること。

第二に、特定の当該 Clients のみの代理人として Protocol を批准し、当該特定の Clients を具体的に特定する場合、「[(a)] Protocol Covered Document を代理人として締結し、又は締結する各ファンド、勘定又はその他の本人（それぞれ「Client」という。）で、Platform を通じて当該 Client として指定又は特定する Client 及び将来 Agent Protocol Covered Document に追加されるすべての New Client で、かつ、Platform を通じて New Client として特定される New Client [並びに (b) Non-Agent Executed Protocol Covered Documents に関して、Protocol のサブパラグラフ 3(g)(ii)(B)(II) が適用される Client として Platform を通じて弊社が指定又は特定する各 Client] を代理して行為する」（「acting on behalf of [(a)] each fund, account or other principal (each a “Client”) which we name or identify through a Platform as being a Client on whose behalf we have entered, or will enter, into a Protocol Covered Document and any New Clients added to an Agent Protocol Covered Document and identified through a Platform as a New Client [and (b) in respect of any Non-Agent Executed Protocol Covered Documents, each Client which we name or identify through a Platform as being a Client in respect of which subparagraph 3(g)(ii)(B)(II) of the Protocol applies]」）旨を署名欄に示すことが可能。貴社は、Protocol Covered Documents を代理して締結し、又は締結する Clients、New Clients 及び Non-Agent Executed Protocol Covered Documents を代理して修正する Clients を特定し、それぞれの場合においてそれらの LEIs を提供する責任を負う。貴社が当該 Client の名称を指定できないか、指定することを望まない場合、LEIs により Clients を特定することができる場合は、貴社は当該 Clients の名

<署名欄>

氏名:
役職:
署名:

### Agent としての Adhering Party に関する事項<sup>3</sup>

前を含めることなく、LEIs を用いて Clients を特定することが可能。貴社が本 Adherence Letter において Option 2 を選択しない場合、署名欄の角括弧内の文言を削除すること。

第三に、所定の Clients を除外することによって、他の所定の Clients のみの代理人として Protocol を批准する場合、「[(a)] Protocol Covered Document を代理人として締結し、又は締結する各ファンド、勘定又はその他の本人（それぞれ「Client」という。）（但し、Platform を通じて批准から除外するとして特定した Clients を除く。）及び Agent Protocol Covered Document に追加されるすべての New Clients（Platform を通じて批准から除外するとして特定する New Clients を除く。）[並びに(b) Non-Agent Executed Protocol Covered Documents に関して、Protocol のサブパラグラフ 3(g)(ii)(B)(II)が適用される Client として Platform を通じて指名又は特定する各 Client]を代理して行なう」（「acting on behalf of [(a)] each fund, account or other principal (each, a “Client”) on whose behalf we have entered, or will enter, into a Protocol Covered Document (except for those Clients which we identify through a Platform as excluded from adherence) and any New Clients added to an Agent Protocol Covered Document (except for any New Clients which we identify through a Platform as excluded from adherence) [and (b) in respect of any Non-Agent Executed Protocol Covered Documents, each Client which we name or identify through a Platform as being a Client in respect of which subparagraph 3(g)(ii)(B)(II) of the Protocol applies]」）旨を署名欄に示すことが可能。貴社は、除外する Clients、New Clients 及び Non-Agent Executed Protocol Covered Documents を代理して修正する Clients を特定し、それぞれの場合においてそれらの LEIs を提供する責任を負う。貴社が当該除外される Client 又は Non-Agent Executed Protocol Covered Documents を修正する Clients の名称を指定できないか、指定することを望まない場合、LEIs により Clients を特定できるときは、貴社は当該 Clients の名前を含めることなく、LEIs を用いて Clients を特定することが可能。貴社が本 Adherence Letter において Option 2 を選択しない場合、署名欄の角括弧内の文言を削除すること。

第四に、現在の Clients でない者の代理人として Protocol を批准する場合、「New Clients に関して、代理人及び各 Adhering Party の間の各 Protocol Covered Document（又は、Protocol Covered Document が作成されたものとみなすその他の契約）を修正するため行なう」（「acting to amend each Protocol Covered Document (or other agreement which deems a Protocol Covered Document to have been created) between it (as agent) and each Adhering Party, with respect to New Clients」）旨を署名欄に示すことが可能。

<sup>3</sup> 本 Adherence Letter の Option 1 及び Option 2 の内容並びに Protocol 内の関連規定は、参照の便宜のためにのみ記載される。Adhering Party は、Adherence Letter を提出する前に Protocol の規定を確認すること。本 Adherence Letter の Option 1 及び Option 2 の内容並びに関連規定と Protocol の規定との間に矛盾がある場合には、Protocol の規定が優先する。

下記 Option 1 及び Option 2 の選択は、Agent が行うこと。Protocol を批准するすべての当事者で Agent として行為しない者は、以下の選択を行わないこと。

弊社は、各 Adhering Party と弊社の間において、Protocol の Attachment に定める修正が、以下に適用されることを認め、合意する。

### Option 1

- (Protocol における Option 1 に企図されるとおり) Protocol 及び本 Adherence Letter の条項に従い、当社が 1 又は複数の対象となる Clients を代理して締結された Protocol Covered Document

### Option 2

- (Protocol における Option 2 に企図されるとおり) (i) Protocol 及び本 Adherence Letter の条項に従い、当社が 1 又は複数の対象となる Clients を代理して締結された Protocol Covered Documents、及び(ii)当社が 1 又は複数の対象となる Clients を代理して締結していないものの、当該 Client により、Protocol 及び Adherence Letter の条項に従った修正を行う権限を付与された Protocol Covered Documents

弊社は、関連する Client(s)の Agent としての地位において、各他方 Adhering Party に対して、当該他方 Adhering Party の書面（電子メールを含む。）による要請後、合理的に可能な限り速やかに、かつ、当該要請から 15 暦日後の日の終了時まで、（Protocol サブパラグラフ 3(g)(iv)に従い要請されるとおり）当該他方 Adhering Party がその単独の裁量において満足する、弊社が 1 又は複数の Clients（弊社が、Protocol サブパラグラフ 3(g)(ii)(B)(II)の適用がある Client として、Platform を通じてその名称又は識別情報を他方 Adhering Party に対して伝達する者）を代理して締結していない Protocol Covered Document を弊社が修正する権限を証明する合理的な証拠を提供することについて同意する。

Adhering Party に対して上記証拠を提供できない場合（Protocol サブパラグラフ 3(g)(iv)に基づいて、Agent が当該証拠を提供したものとみなされるときを除く。）、当該 Client(s) と当該 Adhering Party との間で締結された Non-Agent Executed Protocol Covered Documents についてのみ、弊社が、当該 Client(s)の Agent としての地位において、当該 Adhering Party に対して Protocol サブパラグラフ 3(g)(iv)に基づく証拠を提供したものとみなされない限り、かつ、提供したものとみなされるまで、本 Adherence Letter の効力が生じない。Adhering Party に対して当該証拠を提供できないことは、Protocol Covered Documents における Potential Event of Default 若しくは Event of Default（それぞれ ISDA Master Agreement に定義される。）又は類似の事由又は Protocol Covered Documents 若しくは Protocol 若しくは Protocol Covered Documents に基づくその他の契約上の請求権を生じさせるものではない。

Revocation Notice の様式

---

[Adhering Party のレターヘッド]

[日付]

International Swaps and Derivatives Association, Inc.

送付先: [isda@isda.org](mailto:isda@isda.org)

各位

**ISDA 2020 IBOR FALLBACKS PROTOCOL — Revocation Date の指定**

本書により、弊社は、貴社との間の Protocol Covered Document 及び他方 Adhering Party に関して、International Swaps and Derivatives Association, Inc. (以下「ISDA」という。)により 2020 年 10 月 23 日に公表された ISDA 2020 IBOR FALLBACKS PROTOCOL (以下「Protocol」という。)の条項に従って Implementation Date が発生可能な最終日として、Revocation Date を指定することを希望する旨を貴社に通知する。

本書は、Protocol において言及される Revocation Notice を構成する。

弊社は、Revocation Date 以降における ISDA によるこの通知の同一証明付コピーの公表及び ISDA による本書状の内容の開示について同意する。

敬具

[Adhering Party]<sup>4</sup>

---

<sup>4</sup> Adhering Party の正式名称を記載すること。

貴社が Agent であり、1 又は複数の Clients を代理して行為する者である場合、貴社は以下の方法のうちの一つを利用して Revocation Notice に署名することが可能。代わりに、貴社は Client 毎に Revocation Notice を送付することが可能。

第一に、貴社がすべての Clients の Agent として Protocol の Revocation Notice を送付する権限を付与されている場合、「当社が代理する各ファンド、勘定又はその他の本人（それぞれ「Client」という。）のために（代理人として）行為する」（「acting on behalf of each fund, account or other principal (each, a “Client”) represented by us (as agent)）」又は、本書の適用がある Clients を示すその他の文言を署名欄に示すことが可能。当該署名欄を使用する場合、各 Client に関する個別の Revocation Notice を ISDA に送付する必要はなく、Revocation Notice において Clients の名称を特定することを要しない。



< 署名欄 >

氏名:
役職:

---

第二に、貴社が特定の Clients のみの Agent として本 Protocol に係る Revocation Notice を送付する権限を付与されている場合、「Revocation Notice 又はその付属書類において特定された、当社が代理する各ファンド、勘定又はその他の本人（それぞれ「Client」という。）のために（代理人として）行為する」（acting on behalf of each fund, account or other principal (each, a “Client”) represented by us (as agent) identified in the Revocation Notice or an appendix thereto) 旨を署名欄に示すことが可能。貴社は、当該 Clients の名称を指定できないか、指定することを望まない場合、当該 Clients が Confirmations、Master Agreements 又は信用補完書類を締結したすべての Adhering Parties が知り、認識している特定の識別情報により、撤回を行う Clients を貴社が特定することができる場合にのみ、貴社は当該失効を行う Clients について、その名称を含めずに特定の識別番号により特定することが可能。

Protocol のパラグラフ 1(e)は、Agent が Client を代理して Protocol を批准した場合の帰結について定める。

**Additional Documents Annex**

**Part 1 Additional Master Agreements**

- (a) 2001 FBF Master Agreement relating to Transactions on Forward Financial Instruments.
- (b) 2007 FBF Master Agreement relating to Transactions on Forward Financial Instruments.
- (c) 2013 FBF Master Agreement relating to Transactions on Forward Financial Instruments.
- (d) 1994 AFB Master Agreement for Foreign Exchange and Derivatives Transactions.
- (e) 1997 AFTI/BBF Master Agreement for Loans of Securities.
- (f) 2007 AFTI/BBF Master Agreement for Loans of Securities.
- (g) 2007 FBF Master Agreement for Repurchase Transactions.
- (h) 1994 AFTB Master Agreement for Repurchase Transactions with Delivery of Securities.
- (i) Execution Annex with respect to the AFB/BBF 1994/2001/2007/2013 Master Agreements.
- (j) 1997 Spanish Master Agreement (Contrato Marco de Operaciones Financieras or CMOF) published by Asociación Española de Banca (Spanish Banking Association) and Confederación Española de Cajas de Ahorros (Spanish Confederation of Savings Banks).
- (k) Annex III to the 1997 Spanish Master Agreement (Contrato Marco de Operaciones Financieras or CMOF) published by Asociación Española de Banca (Spanish Banking Association) and Confederación Española de Cajas de Ahorros (Spanish Confederation of Savings Banks).
- (l) 2009 Spanish Master Agreement (Contrato Marco de Operaciones Financieras or CMOF) published by Asociación Española de Banca (Spanish Banking Association) and Confederación Española de Cajas de Ahorros (Spanish Confederation of Savings Banks).
- (m) Annex III to the 2009 Spanish Master Agreement (Contrato Marco de Operaciones Financieras or CMOF) published by Asociación Española de Banca (Spanish Banking Association) and Confederación Española de Cajas de Ahorros (Spanish Confederation of Savings Banks).
- (n) 2013 Spanish Master Agreement (Contrato Marco de Operaciones Financieras or CMOF) published by Asociación Española de Banca (Spanish Banking Association) and Confederación Española de Cajas de Ahorros (Spanish Confederation of Savings Banks).
- (o) Annex III to the 2013 Spanish Master Agreement (Contrato Marco de Operaciones Financieras or CMOF) published by Asociación Española de Banca (Spanish Banking Association) and Confederación Española de Cajas de Ahorros (Spanish Confederation of Savings Banks).
- (p) 2003 Swiss Master Agreement for OTC Derivative Instruments published by the Swiss Bankers Association.
- (q) 2013 Swiss Master Agreement for OTC Derivative Instruments published by the Swiss Bankers Association (for use in connection with certain ISDA definitions).
- (r) 2013 Swiss Master Agreement for OTC Derivative Instruments published by the Swiss Bankers Association (non-ISDA version not for use in connection with any ISDA definitions).

- (s) 1999 Bilateral Swiss Master Agreement for Repo Transactions published by the Swiss Bankers Association.
- (t) 1999 Multilateral Swiss Master Agreement for Repo Transactions published by the Swiss Bankers Association.
- (u) 2011 Swiss Master Agreement for Securities Lending and Borrowing prepared by the Swiss Bankers Association.
- (v) 2001 Master Agreement for Financial Transactions sponsored by the Banking Federation of the European Union (EBF or FBE) in cooperation with the European Savings Banks Group (ESBG) and the European Association of Cooperative Banks (EACB).
- (w) 2004 Master Agreement for Financial Transactions sponsored by the Banking Federation of the European Union (EBF or FBE) in cooperation with the European Savings Banks Group (ESBG) and the European Association of Cooperative Banks (EACB).
- (x) 2020 Master Agreement for Financial Transactions sponsored by the Banking Federation of the European Union (EBF or FBE) in cooperation with the European Savings Banks Group (ESBG) and the European Association of Cooperative Banks (EACB).
- (y) Austrian Master Agreement for Financial Transactions (Österreichischer Rahmenvertrag für Finanztermingeschäfte or ÖRV).
- (z) 1997 International Foreign Exchange and Options Master Agreement (FEOMA).
- (aa) 1993 International Foreign Exchange Master Agreement (IFEMA).
- (bb) 1997 International Foreign Exchange Master Agreement (IFEMA).
- (cc) 1997 International Currency Options Market (ICOM) Master Agreement.
- (dd) 2005 International Foreign Exchange and Currency Option Master Agreement (IFXCO).
- (ee) 1992 PSA/ISMA Global Master Repurchase Agreement (GMRA).
- (ff) 1995 PSA/ISMA Global Master Repurchase Agreement (GMRA).
- (gg) 2000 TBMA/ISMA Global Master Repurchase Agreement (GMRA).
- (hh) 2011 SIFMA/ICMA Global Master Repurchase Agreement (GMRA).
- (ii) 2000 ISLA Global Master Securities Lending Agreement (GMSLA).
- (jj) 2010 ISLA Global Master Securities Lending Agreement (GMSLA).
- (kk) 2018 ISLA Global Master Securities Lending Agreement (GMSLA) – Security Interest over Collateral.
- (ll) 1993 TBMA/SIA Master Securities Loan Agreement (MSLA).
- (mm) 2000 TBMA/SIA Master Securities Loan Agreement (MSLA).
- (nn) 2017 SIFMA Master Securities Loan Agreement (MSLA).
- (oo) 1987 PSA Master Repurchase Agreement (MRA).
- (pp) 1996 TBMA Master Repurchase Agreement (MRA).
- (qq) 2000 SIFMA Master OTC Options Agreement.
- (rr) 1989 TBMA Master Dealer Agreement, OTC Option Transaction – U.S. Treasury Securities.

- (ss) Emissions Master LF-IETA Master Agreement.
- (tt) WSPP Agreement.
- (uu) 2004 FIA Grid Trade Master Agreement.
- (vv) EEI Master Power Purchase & Sale Agreement.
- (ww) EL Master – Electricity Power Master Agreement.
- (xx) 1994 LBMA/FEC International Bullion Master Agreement (English law version).
- (yy) 1994 LBMA/FEC International Bullion Master Agreement (New York law version).
- (zz) 1997 ASLA Australian Master Securities Lending Agreement (AMSLA).
- (aaa) 2002 ASLA Australian Master Securities Lending Agreement (AMSLA).
- (bbb) 2003 ASLA Australian Master Securities Lending Agreement (AMSLA).
- (ccc) GISB Base Short-Term Contract for Sale and Purchase of Natural Gas.
- (ddd) NAESB Base Contract for Sale and Purchase of Natural Gas.
- (eee) 1996 Master Gilt Edged Stock Lending Agreement (GESLA).
- (fff) 1996 Master Equity and Fixed Interest Stock Lending Agreement (MEFISLA).
- (ggg) 1994 Equity and Fixed Interest Stock Lending (Agency) Agreement.
- (hhh) 1994 Overseas Securities Lender’s Agreement (OSLA).
- (iii) 1995 Overseas Securities Lender’s Agreement (OSLA).
- (jjj) globalCOAL Standard Coal Trading Agreement (SCoTA).
- (kkk) KOFIA Agreement on Margin Transactions.
- (lll) KOFIA Agreement on Foreign Exchange Margin Trading.
- (mmm) KOFIA Agreement on Securities Lending and Borrowing.
- (nnn) KOFIA Agreement on Repurchase Agreement (Repo) between Institutions.
- (ooo) KOFIA Agreement on Repurchase Agreement (Repo) with Customers.
- (ppp) KOFIA best practice Korean language agreement template for OTC derivatives.
- (qqq) Investment Industry Regulatory Organization of Canada (IIROC) Repurchase/Reverse Repurchase Transaction Agreement.
- (rrr) 日本証券業協会が公表する株券等貸借取引に関する基本契約書（「株券等貸借取引に関する基本契約書」付属覚書等、当該基本契約に基づいて又は関連して別途締結される契約書を含み、これらに限られません。）
- (sss) 日本証券業協会が公表する債券貸借取引に関する基本契約書（「債券貸借取引に関する基本契約書」付属覚書等、当該基本契約に基づいて又は関連して別途締結される契約書を含み、これらに限られません。）
- (ttt) 日本証券業協会が公表する債券等の現先取引に関する基本契約書（「債券等の現先取引に関する基本契約書」付属覚書等、当該基本契約に基づいて又は関連して別途締結される契約書を含み、これらに限られません。）

- (uuu) Mexican Master Derivatives Agreement (Contrato Marco para Operaciones Financieras Derivadas) published by Asociación de Bancos de Mexico (ABM) y Asociación Mexicana de Instituciones Bursatiles (AMIB).
- (vvv) Mexican Master Securities Purchase and Sale/Repo Agreement (Contrato Marco para Operaciones de Compraventa de Valores y Reporto) published by Asociación de Bancos de Mexico (ABM) y Asociación Mexicana de Instituciones Bursatiles (AMIB).

**Part 2 Additional Credit Support Documents**

- (a) 2007 FBF Collateral Annex.
- (b) 1997 ABF Collateral Annex.
- (c) AFB/BBF Addendum to the ISDA 2016 Credit Support Annex for Variation Margin (VM).
- (d) 2008 Credit Support Appendix to the Swiss Master Agreement for OTC Derivative Instruments published by the Swiss Bankers Association.
- (e) 2015 Credit Support Appendix to the Swiss Master Agreement for OTC Derivative Instruments published by the Swiss Bankers Association.
- (f) Credit Support Appendix for Variation Margin to the Swiss Master Agreement for OTC Derivative Instruments published by the Swiss Bankers Association.
- (g) Mexican Credit Support Agreement related to Derivatives (Contrato Global para Otorgar Garantías respecto de Operaciones Financieras Derivadas) published by Asociación de Bancos de Mexico (ABM) y Asociación Mexicana de Instituciones Bursatiles (AMIB).

## ISDA 2020 IBOR FALLBACKS PROTOCOL に関する Attachment

### 1. 2006 ISDA Definitions を組み込んでいる Protocol Covered Documents に対する修正

ある Protocol Covered Document が 2006 ISDA Definitions を組み込んでいる場合、組み込まれた 2006 ISDA Definitions のバージョンは IBOR Fallbacks Supplement の条項に従って修正されるものとする（また、当該 Protocol Covered Document が Protocol Covered Master Agreement である場合、当該 Protocol Covered Master Agreement を補完し、その一部を構成し及びその適用を受ける Confirmation における 2006 ISDA Definitions により定義された用語への言及は、IBOR Fallbacks Supplement に従って修正された 2006 ISDA Definitions に定義された用語への言及となる。）。

### 2. 2000 ISDA Definitions を組み込んでいる Protocol Covered Documents に対する修正

ある Protocol Covered Document が 2000 ISDA Definitions を組み込んでいる場合、組み込まれた 2000 ISDA Definitions のバージョンは IBOR Fallbacks Supplement の条項に従って修正されるものとする（また、当該 Protocol Covered Document が Protocol Covered Master Agreement である場合、当該 Protocol Covered Master Agreement を補完し、その一部を構成し及びその適用を受ける Confirmation における 2000 ISDA Definitions により定義された用語への言及は、IBOR Fallbacks Supplement に従って修正された 2000 ISDA Definitions により定義された用語への言及となる。）。

ただし、IBOR Fallbacks Supplement は以下のとおり修正されたものとみなす。

(a) 以下の各セクションは削除されるものとする。

- (i) 「GBP-LIBOR-BBA-Bloomberg」
- (ii) 「CHF-LIBOR-BBA-Bloomberg」
- (iii) 「USD-LIBOR-BBA-Bloomberg」
- (iv) 「EUR-LIBOR-BBA-Bloomberg」
- (v) 「JPY-LIBOR-FRASETT」
- (vi) 「JPY-LIBOR-BBA-Bloomberg」
- (vii) 「JPY-TIBOR-TIBM-(All Banks)-Bloomberg」
- (viii) 「AUD-BBR-BBSW-Bloomberg」
- (ix) 「CAD-BA-CDOR-Bloomberg」及び
- (x) 「HKD-HIBOR-HKAB-Bloomberg」

(b) 「EUR-EURIBOR-Reuters」と題されたセクションは「EUR-EURIBOR-Telerate」と改題され、当該セクション（又は関連するセクション）における「EUR-EURIBOR-Reuters」への言及は削除され、「EUR-EURIBOR-Telerate」に置き換えられる。

- (c) 「AUD-BBR-AUBBSW」と題されたセクションは「AUD-BBR-ISDC」と改題され、当該セクション（又は関連するセクション）における「AUD-BBR-AUBBSW」への言及は削除され、「AUD-BBR-ISDC」に置き換えられる。
- (d) 「SGD-SOR-VWAP」と題されたセクションは「SGD-SOR-Telerate」と改題され、当該セクション（又は関連するセクション）における「SGD-SOR-VWAP」への言及は削除され、「SGD-SOR-Telerate」に置き換えられる。
- (e) 「THB-THBFIX-Reuters」と題されたセクション中の、「*No Index Cessation Effective Date*」と題された条項は下記のように修正されたものとみなす。

(i) 「関連する Floating Rate Option として「THB-THBFIX-Reference Banks」を」（「“THB-THBFIX-Reference Banks” as the applicable Floating Rate Option」）との語句は削除され、「関連する Floating Rate Option として「THB-SOR-Reference Banks」を、ただし、以下の変更に従い、」（「“THB-SOR-Reference Banks” as the applicable Floating Rate Option, but with the following variations:」）との語句に置き換えられ、さらに、2000 ISDA Definitions のサブパラグラフ 7.1(z)(iii)(a)、(b)及び(c)がその直後に挿入され、

(ii) 当該条項の最後の文は削除される。そして、

(f) 2006 ISDA Definitions 中のセクション番号へのすべての言及は、2000 ISDA Definitions 中の対応するセクションへの言及とみなされる。

### 3. 1991 ISDA Definitions 又は 1998 Supplement to the 1991 ISDA Definitions を組み込んでいる Protocol Covered Documents への修正

ある Protocol Covered Document が、それぞれ 1991 ISDA Definitions 又は 1998 Supplement to the 1991 ISDA Definitions を組み込んでいる場合、組み込まれた 1991 ISDA Definitions 又は 1998 Supplement to the 1991 ISDA Definitions のバージョンは（場合により）IBOR Fallbacks Supplement の条項に従って修正されるものとする（また、当該 Protocol Covered Document が Protocol Covered Master Agreement である場合、Protocol Covered Master Agreement を補完し、その一部を構成し及びその適用を受ける Confirmation における 1991 ISDA Definitions 又は 1998 Supplement to the 1991 ISDA Definitions により定義された用語への参照は、IBOR Fallbacks Supplement に従って修正された 1991 ISDA Definitions 又は 1998 Supplement to the 1991 ISDA Definitions により定義された用語への参照となる。）。ただし、IBOR Fallbacks Supplement は以下のとおり修正されたものとみなす。

(a) 1991 ISDA Definitions のみ、1998 Supplement to the 1991 ISDA Definitions により補完された 1991 ISDA Definitions 又は 1998 Supplement to the 1991 ISDA Definitions のみを Protocol Covered Document が組み込んでいる場合、以下の各セクションは削除されるものとする。

(i) 「GBP-LIBOR-BBA-Bloomberg」

(ii) 「CHF-LIBOR-BBA-Bloomberg」

(iii) 「USD-LIBOR-BBA-Bloomberg」

- (iv) 「EUR-LIBOR-BBA-Bloomberg」
- (v) 「EUR-EURIBOR-Reuters」
- (vi) 「JPY-LIBOR-FRASETT」
- (vii) 「JPY-LIBOR-BBA-Bloomberg」
- (viii) 「JPY-TIBOR-17097」
- (ix) 「JPY-TIBOR-TIBM-(All Banks)-Bloomberg」
- (x) 「AUD-BBR-BBSW-Bloomberg」
- (xi) 「CAD-BA-CDOR-Bloomberg」
- (xii) 「HKD-HIBOR-HKAB-Bloomberg」 及び
- (xiii) 「THB-THBFIX-Reuters」

(b) Protocol Covered Document が 1991 ISDA Definitions のみを組み込んでいる場合、以下の各セクションは削除されるものとする。

- (i) 「JPY-TIBOR-ZTIBOR」 及び
- (ii) 「SGD-SOR-VWAP」

(c) 1998 Supplement to the 1991 ISDA Definitions により補完された 1991 ISDA Definitions 又は 1998 Supplement to the 1991 ISDA Definitions のみを Protocol Covered Document が組み込んでいる場合、「SGD-SOR-VWAP」と題されたセクションは「SGD-SOR-Telerate」と改題され、当該セクション（又は関連するセクション）における「SGD-SOR-VWAP」への言及は削除され、「SGD-SOR-Telerate」と置き換えられる。

(d) 「EUR-LIBOR-BBA」と題されたセクションは「XEU-LIBOR-BBA」と改題され、当該セクション（又は関連するセクション）における「EUR-LIBOR-BBA」への言及は削除され、「XEU-LIBOR-BBA」と置き換えられる。

(e) 「AUD-BBR-AUBBSW」と題されたセクションは「AUD-BBR-ISDC」と改題され、当該セクション（又は関連するセクション）における「AUD-BBR-AUBBSW」への言及は削除され、「AUD-BBR-ISDC」と置き換えられる。

(f) 2006 ISDA Definitions 中のセクション番号へのすべての言及は、それぞれ 1991 ISDA Definitions 又は 1998 Supplement to the 1991 ISDA Definitions における対応するセクションへの言及とみなす。



#### 4. 1998 ISDA Euro Definitions を組み込んでいる Protocol Covered Documents への修正

ある Protocol Covered Document が 1998 ISDA Euro Definitions を組み込んでいる場合、

(a) 組み込まれた 1998 ISDA Euro Definitions のバージョンは IBOR Fallbacks Supplement の条項に従って修正されるものとする（また、当該 Protocol Covered Document が Protocol Covered Master Agreement である場合、Protocol Covered Master Agreement を補完し、その一部を構成し及びその適用を受ける Confirmation における 1998 ISDA Euro Definitions により定義された用語への言及は、IBOR Fallbacks Supplement に従って修正された 1998 ISDA Euro Definitions により定義された用語への言及となる。）。ただし、IBOR Fallbacks Supplement は以下のとおり修正されたものとみなす。

(i) 以下の各セクションは削除されるものとする。

- (A) 「GBP-LIBOR-BBA」
- (B) 「GBP-LIBOR-BBA-Bloomberg」
- (C) 「CHF-LIBOR-BBA」
- (D) 「CHF-LIBOR-BBA-Bloomberg」
- (E) 「USD-LIBOR-BBA」
- (F) 「USD-LIBOR-BBA-Bloomberg」
- (G) 「EUR-LIBOR-BBA-Bloomberg」
- (H) 「JPY-LIBOR-FRASET」
- (I) 「JPY-LIBOR-BBA」
- (J) 「JPY-LIBOR-BBA-Bloomberg」
- (K) 「JPY-TIBOR-17097」
- (L) 「JPY-TIBOR-TIBM-(All Banks)-Bloomberg」
- (M) 「JPY-TIBOR-ZTIBOR」
- (N) 「AUD-BBR-AUBBSW」
- (O) 「AUD-BBR-BBSW」
- (P) 「AUD-BBR-BBSW-Bloomberg」
- (Q) 「CAD-BA-CDOR」

- (R) 「CAD-BA-CDOR-Bloomberg」
- (S) 「HKD-HIBOR-HKAB」
- (T) 「HKD-HIBOR-HKAB-Bloomberg」
- (U) 「SGD-SOR-VWAP」及び
- (V) 「THB-THBFIX-Reuters」

(ii) 「EUR-EURIBOR-Reuters」題されたセクションは「EUR-EURIBOR-Telerate」と改題され、当該セクション（又は関連するセクション）における「EUR-EURIBOR-Reuters」への言及は削除され、「EUR-EURIBOR-Telerate」に置き換えられる。

(iii) 2006 ISDA Definitions 中のセクション番号へのすべての言及は、1998 ISDA Euro Definitions 中の対応するセクションへの言及とみなす。

(b) ある Relevant Rate（1991 ISDA Definitions に定義される。）が 1998 ISDA Euro Definitions のセクション 4.3(b) (Price Source Fallbacks)に従って決定されるべき場合において、当該セクションで言及されている「ユーロ建ての預金に関するレート」（「rates for deposits in euros」）が決定のために必要であるにもかかわらず、利用不能であるときは、かかるレートは本 Attachment のパラグラフ 6 が適用される Relevant IBOR（特に、ユーロ銀行間取引金利（euro interbank offered rate））への言及とみなす。

5. **Covered ISDA Definitions Booklet 「において定義された」（「as defined in」）又は Covered ISDA Definitions Booklet において定められた意味を有するものとしての Relevant IBOR を参照している Protocol Covered Documents への変更**

Protocol Covered Confirmation、Protocol Covered Credit Support Document 又は Protocol Covered Master Agreement のそれぞれの定義中のサブパラグラフ(b)に記載される種類の Protocol Covered Document は、Covered ISDA Definitions Booklet 「において定義された」（「as defined in」）又は Covered ISDA Definitions Booklet において定められた意味を有するものとしての Relevant IBOR への参照につき、代わりに、「IBOR Fallbacks Supplement に定義された」（「as defined in the IBOR Fallbacks Supplement」）Relevant IBOR に対応する、IBOR Fallbacks Supplement 中の関連する Rate Option（又は2つ以上の Rate Option が存在する場合には、IBOR Fallbacks Supplement 中の最初の関連する Rate Option）への参照となるよう修正される（また、当該 Protocol Covered Document が Protocol Covered Master Agreement である場合、当該 Protocol Covered Master Agreement を補完し、その一部を構成し又はその適用を受ける Confirmation における Relevant IBOR（当該 Protocol Covered Master Agreement において定義される。）への言及は、「IBOR Fallbacks Supplement に定義された」（「as defined in the IBOR Fallbacks Supplement」）Relevant IBOR に対応する、IBOR Fallbacks Supplement 中の関連する Rate Option（又は2つ以上の Rate Option が存在する場合には、IBOR Fallbacks Supplement 中の最初の関連する Rate Option）への参照となる。）。ただし、

(a) 当該 Relevant IBOR が、

- (i) 「EUR-EURIBOR-Telerate」の場合、それは IBOR Fallbacks Supplement に定義される「EUR-EURIBOR-Reuters」への参照とみなし、
- (ii) 「AUD-BBR-ISDC」の場合、それは IBOR Fallbacks Supplement に定義される「AUD-BBR-AUBBSW」への参照とみなし、
- (iii) 「XEU-LIBOR-BBA」の場合、それは IBOR Fallbacks Supplement に定義される「EUR-LIBOR-BBA」の参照とみなし、かつ、
- (iv) 「SGD-SOR-Telerate」の場合、それは IBOR Fallbacks Supplement に定義される「SGD-SOR-VWAP」の参照とみなす。

(b) 当該 Relevant IBOR が「THB-THBFIX-Reuters」であって、かつ Covered ISDA Definitions Booklet が 2000 ISDA Definitions である場合、IBOR Fallbacks Supplement は Attachment のサブパラグラフ 2(e)に従って修正されたものとみなす。

## 6. Relevant IBOR を参照する特定の Protocol Covered Documents への修正

ある Protocol Covered Document が Protocol Covered Confirmation、Protocol Covered Credit Support Document 又は Protocol Covered Master Agreement のそれぞれの定義中のサブパラグラフ (c) に記載される類型である場合であり、かつ、それぞれ何らかの決定のために Relevant IBOR を必要としそれに従い Relevant IBOR への参照を含む場合において、

(a) (i)当該決定に必要とされる Relevant IBOR がシンガポールドル・スワップ・オファー・レート (Singapore dollar swap offer rate) 及びタイ指標金利 (Thai baht interest rate fixing) のいずれでもなく、(ii)当該決定に必要とされる Relevant IBOR が、当該必要とされる基準日に、指定された情報源によって公表されておらず又はその他の当該 Relevant IBOR の水準を決定するために通常使われる情報源において公表されておらず、かつ、(iii)当該 Relevant IBOR に係る Index Cessation Effective Date が到来していないときは、当該 Relevant IBOR への参照は、当該 Relevant IBOR の運営者によって提供され、当該 Relevant IBOR の正規配信者又は当該 Relevant IBOR の運営者自身によって公表された、当該 Relevant IBOR が必要とされる基準日に係るレートへの参照とみなす。正規配信者又は運営者のいずれも当該日に係る Relevant IBOR を公表又は提供せず、かつ、当該 Relevant IBOR に係る Index Cessation Effective Date が到来していない場合、当事者が別途合意しない限り、当該 Relevant IBOR への参照は以下に定めるものへの参照とみなす。

(A) 当該 Relevant IBOR の運営者が公式に利用を推奨しているレート又は

(B) 以下の者が公式に利用を推奨しているレート

(I) 当該決定のために必要とされる当該 Relevant IBOR がスイスフラン LIBOR の場合、当該レート若しくは当該レートの運営者を監督する責任を負う所管当局

(II) 当該決定のために必要とされる当該 Relevant IBOR が英ポンド LIBOR、ユーロ LIBOR 若しくはユーロ銀行間取引金利 (euro interbank

offered rate) の場合、当該 Relevant IBOR 若しくは当該 Relevant IBOR の運営者を監督する責任を負う監督当局

(III) 当該決定のために必要とされる当該 Relevant IBOR が日本円 LIBOR、日本円東京銀行間取引金利 (Japanese yen Tokyo interbank offered rate) 若しくはユーロ円東京銀行間取引金利 (euroyen Tokyo interbank offered rate) の場合、当該 Relevant IBOR の代替レート (当該レートは日本銀行又は他の運営者により作成される場合がある。) を推奨するために、日本銀行が公式に承認若しくは招集した委員会又は当該 Relevant IBOR 若しくは当該 Relevant IBOR の運営者を監督する責任を負う他の監督当局

(IV) 当該決定のために必要とされる当該 Relevant IBOR が米ドル LIBOR の場合、Relevant IBOR 若しくは Relevant IBOR の運営者を監督する責任を負う Federal Reserve Board 若しくは Federal Reserve Bank of New York 若しくはその他の監督当局

(V) 当該決定のために必要とされる当該 Relevant IBOR がオーストラリア銀行間取引金利 (bank bill swap rate) の場合、Australian Securities and Investments Commission (若しくはオーストラリア銀行間取引金利 (bank bill swap rate) の監督当局としての役割を担う Australian Securities and Investments Commission の承継者)

上記のいずれも、当該 Relevant IBOR が公表されない期間中で、かつ、Index Cessation Effective Date が到来していない限りにおいて適用される。上記サブパラグラフ(A)に定めるレートが利用可能な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブパラグラフ(A)に定めるレートが利用できないものの、当該 Relevant IBOR に係る上記サブパラグラフ(B)に定めるレートのうち適用あるものが利用可能な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブパラグラフ(A)に定めるレート又はサブパラグラフ(B)に定めるレートのうち適用あるものがいずれも利用できない場合、中央清算機関又は先物取引所で利用されるレートで、いずれの場合も、当該 Relevant IBOR を参照するデリバティブ取引又は先物取引の取引量が十分にあるため当該レートが代替レートとして代表的であると Calculation Agent が考えるレートを考慮し、Calculation Agent が当該 Relevant IBOR の代替レートとして商業的に合理的であるレートを決定するものとする。

ただし、当該 Relevant IBOR が香港銀行間取引金利 (Hong Kong interbank offered rate) であって、かつ、当該 Protocol Covered Documents が Hong Kong Association of Banks (又はその継承者) の台風及び暴風雨対策 (Hong Kong Association of Banks のウェブサイト又はその継承者のウェブサイト) で公表されるものを適用することを規定している場合、当該台風及び暴風雨対策は適用され続け、本パラグラフ 6(a)の規定に優先するものとする。

(b) (i)当該決定のために必要とされる当該 Relevant IBOR がシンガポールドル・スワップ・オファー・レート (Singapore dollar swap offer rate) であり、(ii)当該決定に必要なとされるシンガポールドル・スワップ・オファー・レート (Singapore dollar swap offer rate) が、当該必要とされる基準日に、指定された情報源によって公表されておらず、又はその他のシンガポールド

ル・スワップ・オファー・レート (Singapore dollar swap offer rate) の水準を決定するために通常使われる情報源において公表されておらず、かつ、(iii)米ドル LIBOR に係る Index Cessation Effective Date が到来していないときは、シンガポールドル・スワップ・オファー・レート (Singapore dollar swap offer rate) への参照は、ABS Benchmarks Administration Co Pte. Ltd. (又は当該レートの運営者若しくはスポンサーとしての承継者) が発表する当該シンガポールドル・スワップ・オファー・レート (Singapore dollar swap offer rate) に係る代替レートへの参照とみなす。

ABS Benchmarks Administration Co Pte. Ltd. (又は当該レートの運営者若しくはスポンサーとしての承継者) が Relevant Original Fixing Date のシンガポール時間午後 9 時までには代替レートを発表せず、かつ、米ドル LIBOR に係る Index Cessation Effective Date が到来していない場合、当事者が別途合意しない限り、シンガポールドル・スワップ・オファー・レート (Singapore dollar swap offer rate) への参照は以下に定めるものへの参照とみなす。

(A) シンガポールドル・スワップ・オファー・レート (Singapore dollar swap offer rate) の運営者が公式に利用を推奨するレート又は

(B) Monetary Authority of Singapore (若しくはシンガポールドル・スワップ・オファー・レート (Singapore dollar swap offer rate) 若しくはシンガポールドル・スワップ・オファー・レート (Singapore dollar swap offer rate) の運営者を監督する責任を負う他の監督当局) 若しくは Monetary Authority of Singapore (若しくはシンガポールドル SOR 若しくはシンガポールドル・スワップ・オファー・レート (Singapore dollar swap offer rate) の運営者を監督する責任を負う他の監督当局) により公式に承認又は招集された委員会が公式に利用を推奨するレート

上記のいずれも、シンガポールドル・スワップ・オファー・レート (Singapore dollar swap offer rate) が公表されない期間中で、かつ、米ドル LIBOR に係る Index Cessation Effective Date が到来していない限りにおいて適用される。上記サブパラグラフ(A)に定めるレートが利用可能な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブパラグラフ(A)に定めるレートが利用できないものの、上記サブパラグラフ(B)に定めるレートが利用可能な場合、当該レートを適用するものとする。上記サブパラグラフ(A)に定めるレート及びサブパラグラフ(B)に定めるレートのいずれも利用可能できない場合、中央清算機関又は先物取引所で利用されるレートで、いずれの場合も、当該シンガポールドル・スワップ・オファー・レート (Singapore dollar swap offer rate) を参照するデリバティブ取引又は先物取引の取引量が十分にあるため当該レートが代替レートとして代表的であると Calculation Agent が考えるレートを考慮し、Calculation Agent が当該シンガポールドル・スワップ・オファー・レート (Singapore dollar swap offer rate) の代替レートとして商業的に合理的であるレートを決定するものとする。

(c) (i)当該決定のために必要とされる当該 Relevant IBOR がタイ指標金利 (Thai baht interest rate fixing) であり、(ii)当該決定に必要とされるタイ指標金利 (Thai baht interest rate fixing) が、当該必要とされる基準日に、指定された情報源によって公表されておらず、又はその他のタイ指標金利 (Thai baht interest rate fixing) の水準を決定するために通常使われる情報源において公表されておらず、かつ、(iii)米ドル LIBOR に係る Index Cessation Effective Date が到来していないときは、タイ指標金利 (Thai baht interest rate fixing) への参照は、「THB-THBFIX-Reference

Banks」(2006 ISDA Definitionsに定義される。)への参照とみなす。ただし、(A)「Reset Date」は「当該レートが必要とされる基準日」(「the day on which the rate is required」)に置き換えられ、(B)「Designated Maturity」は「タイ指標金利(Thai baht interest rate fixing)が決定されるべき期間」(「the period of time in respect of which the Thai baht interest rate fixing is to be determined」)に置き換えられ、(C)「Calculation Period」は「期間」(「period」)に置き換えられ、かつ(D)「Representative Amount」は「当該時点において当該市場における単独取引の市場実勢を反映する数値」(「an amount that is representative for a single transaction in the relevant market at the relevant time」)に置き換えられる。「THB-THBFIX-Reference Banks」(2006 ISDA Definitionsに定義される。)に従ってレートを決定することができず、かつ米ドル LIBOR に係る Index Cessation Effective Date が到来していない場合、当該レートは Calculation Agent が誠実に関連するものとする。あらゆる利用可能な情報を勘案して決定するものとする。

(d) Relevant IBOR につき Index Cessation Event が発生したとき(又は Relevant IBOR がシンガポールドル・スワップ・オファー・レート(Singapore dollar swap offer rate)若しくはタイ指標金利(Thai baht interest rate fixing)のいずれかである場合には、U.S. dollar LIBOR につき Index Cessation Event が発生したとき)は、Index Cessation Effective Date 以降(同日を含む。)又は当該 Relevant IBOR が設定される日の一定期間前の日に当該 Relevant IBOR が観測されるべき場合においては、Index Cessation Effective Date の当該期間後の日以降(同日を含む。)、当該 Relevant IBOR への参照は、Applicable Fallback Rate への参照とみなす(ただし、下記パラグラフ 6(e)、(f)及び(g)に従う。)。ただし、以下の規定が適用される。

(i) Applicable Fallback Rate が Fallback Rate (SONIA)、Fallback Rate (SARON)、Fallback Rate (SOFR)、Fallback Rate (EuroSTR)、Fallback Rate (TONA)、Fallback Rate (AONIA)、Fallback Rate (CORRA)、Fallback Rate (HONIA)、Fallback Rate (SOR)又は Fallback Rate (THBFIX)である場合、Relevant Original Fixing Date に対応するレートは、Applicable Cut-off Time におけるものとして直近に提供又は公表された、当該 Relevant Original Fixing Date に一致する「Original IBOR Rate Record Day」(又は Applicable Fallback Rate が Fallback Rate (SOR)若しくは Fallback Rate (THBFIX)である場合、それぞれ「Original SOR Rate Record Day」若しくは「Original THBFIX Rate Record Day」)に係る Applicable Fallback Rate となる。Applicable Cut-off Time 又はその前に、「Original IBOR Rate Record Day」(又はそれぞれ「Original SOR Rate Record Day」若しくは「Original THBFIX Rate Record Day」)に対応する Applicable Fallback Rate が、Applicable Fallback Rate の提供者(又は Applicable Fallback Rate が Fallback Rate (SONIA)、Fallback Rate (SARON)、Fallback Rate (SOFR)、Fallback Rate (EuroSTR)、Fallback Rate (TONA)、Fallback Rate (AONIA)、Fallback Rate (CORRA)又は Fallback Rate (HONIA)の場合、ISDA が随時承認若しくは指名するその承継情報提供者)により公表されず、かつ、その正規配信者により公表されず、また、当該 Applicable Fallback Rate に係る Fallback Index Cessation Effective Date が到来していない場合、当該 Relevant Original Fixing Date におけるレートは、当該時点で提供又は公表されている Applicable Fallback Rate の中で直近の「Original IBOR Rate Record Day」(又はそれぞれ「Original SOR Rate Record Day」若しくは「Original THBFIX Rate Record Day」)が当該 Relevant Original Fixing Date と一致しないことにかかわらない。)に対応するものであって、当該 Applicable Cut-off Time の時点で提供又は公表されている直近のレートとする。

(ii) (A) the Applicable Fallback Rate が SONIA、GBP Recommended Rate、SARON、NWG Recommended Rate、Modified SNB Policy Rate、SOFR、Fed Recommended Rate、OBFR、FOMC Target Rate、EuroSTR、ECB Recommended Rate、Modified EDFR、TONA、JPY Recommended Rate、AONIA、RBA Recommended Rate、CORRA、CAD Recommended Rate、BOC Target Rate、HONIA、HKD Recommended Rate、MAS Recommended Rate、SORA、BOT Recommended Rate 又は THOR であって、(B)当該 Applicable Fallback Rate (又は当該 Applicable Fallback Rate が Modified SNB Policy Rate 若しくは Modified EDFR である場合、その定義において言及されるインデックス、ベンチマーク又はその他の価格情報源) を運営者が提供せず、かつ、正規配信者が公表せず、また(C)当該 Applicable Fallback Rate につき Fallback Index Cessation Effective Date が到来していない場合、当該 Applicable Fallback Rate を必要とする基準日において、当該 Applicable Fallback Rate への参照は、最後に提供又は公表された当該 Applicable Fallback Rate への参照とみなされるものとする。当該 Applicable Fallback Rate が Modified SNB Policy Rate 又は Modified EDFR である場合、上記サブパラグラフ 6(d)(ii)(C)における当該 Applicable Fallback Rate への言及は、それぞれ Modified SNB Policy Rate 又は Modified EDFR の定義においてそれぞれ言及されるインデックス、ベンチマーク又はその他の価格情報源への参照とみなす。

(iii) 当該 Applicable Fallback Rate が UK Bank Rate である場合、UK Bank Rate を必要とする基準日について、UK Bank Rate への参照は、当該基準日のロンドンにおける営業終了時点の、最後に提供又は公表された UK Bank Rate への参照とみなされるものとする。

Relevant IBOR がシンガポールドル・スワップ・オファー・レート (Singapore dollar swap offer rate) 又はタイ指標金利 (Thai baht interest rate fixing) である場合、関連するテナー (2006 ISDA Definitions において、「Designated Maturity」と同義のものをいう。) に係る当該 Relevant IBOR が、指定された情報源によって公表されておらず、又はその他の当該 Relevant IBOR の水準を決定するために通常使われる情報源において公表されておらず、かつ、Relevant Original Fixing Date において、関連するテナー (2006 ISDA Definitions において、「Designated Maturity」と同義のものをいう。) に係る米ドル LIBOR が恒久的に廃止された場合、又は関連するテナー (2006 ISDA Definitions において、「Designated Maturity」と同義のものをいう。) に係る米ドル LIBOR が Non-Representative であって、当該テナーより長い期間に対応する恒久的に廃止されておらず、かつ、Non-Representative でない米ドル LIBOR 若しくは当該テナーより短い期間に対応する恒久的に廃止されておらず、かつ、Non-Representative でない米ドル LIBOR のいずれかが存在しない場合にも、米ドル LIBOR に係る Index Cessation Event が発生するものとする。関連する Index Cessation Effective Date は、当該より長い期間又はより短い期間に対応するレートが存在しなくなった最初の日又は関連するテナー (2006 ISDA Definitions において、「Designated Maturity」と同義のものをいう。) に対応する米ドル LIBOR が恒久的に利用不能又は Non-Representative となった日が後に到来する場合、当該最初の日とする。

本パラグラフ 6(d)において、「Original IBOR Rate Record Day」、「Original SOR Rate Record Day」及び「Original THBFIX Rate Record Day」への言及は、Fallback Rate Screen において用いられている用語への言及とする。直前の上記規定において、(A)「恒久的に廃止された」(「permanently discontinued」) 又は「恒久的に利用不能な」(「permanently unavailable」) レートへの言及は、関連するテナーに係るレートにつき、Index Cessation Event の定義中のサブパ

ラグラフ (a) 及び (b) に従い、Index Cessation Event を構成することとなる、公式の声明又は情報の公表の後に恒久的に廃止された又は恒久的に利用不能となったレートへの言及とみなし、(B)「Non-Representative」の定義中の「米ドル LIBOR」への言及は、米ドル LIBOR の関連テナーへの言及とみなす。

(e) 当該決定のために必要とされる Relevant IBOR がシンガポールドル・スワップ・オファー・レート (Singapore dollar swap offer rate) 及びタイ指標金利 (Thai baht interest rate fixing) のいずれでもない場合において、

(i) 当該 Relevant IBOR が必要とされる決定が、当該 Relevant IBOR に基づく 2 つのレート間の線形補間への参照により一般的に行われるものであるときは、(上記パラグラフ 6(d)にかかわらず) 2006 ISDA Definitions のセクション 7.9(a)の規定が適用されるものとみなす。ただし、Calculation Agent は、当該 Protocol Covered Document に当該規定を適用するために、2006 ISDA Definitions のセクション 7.9(a)の規定へ合理的かつ必要な調整を行うものとする。

(ii) 当該決定のために必要とされる Relevant IBOR が、1 つ又は複数のレートへの参照によって決定されるべきときで、(A)当該レートの少なくとも 1 つが恒久的に廃止され、又は(B)当該 Relevant IBOR が Relevant LIBOR であって、当該レートの少なくとも 1 つが Non-Representative となり、かついずれの場合においても、少なくとも 2 つの Relevant IBOR のテナーのうち、少なくとも 1 つが当該 Relevant IBOR につき決定すべき期間よりも短く、少なくとも 1 つが当該 Relevant IBOR につき決定すべき期間よりも長く、かつ恒久的に廃止されていない (また、当該 Relevant IBOR が Relevant IBOR である場合には、Non-Representative でない) ものであるときは、2006 ISDA Definitions のセクション 8.5 及びセクション 8.6 の規定が適用されるものとみなす。ただし、Calculation Agent は、当該 Protocol Covered Document に当該規定を適用するために、2006 ISDA Definitions のセクション 8.5 及びセクション 8.6 の規定へ合理的かつ必要な調整を行うものとする。

(iii) 当該決定のために必要とされる当該 Relevant IBOR が、恒久的に廃止されている (又は当該 Relevant IBOR が Relevant LIBOR である場合、Non-Representative である) Relevant IBOR のテナーへの参照によって決定されるべき場合であって、恒久的に廃止されていない (又は当該 Relevant IBOR が Relevant LIBOR である場合、Non-Representative でない) 当該 Relevant IBOR に係るより短い又はより長いテナーのいずれかが存在していないときは、当該 Relevant IBOR につき Index Cessation Event が発生したものとみなし、Index Cessation Effective Date は、かかるより短い若しくは長いテナーが存在しないこととなった最初の日又は関連するテナーに対応する当該 Relevant IBOR が恒久的に利用不能となった最初の日 (若しくは当該 Relevant IBOR が Relevant LIBOR の場合については Non-Representative となった最初の日) が後に到来する場合、当該日とする。

(iv) 上記サブパラグラフ 6(e)(ii)又はサブパラグラフ 6(e)(iii)の規定と上記サブパラグラフ 6(e)(i)の規定との間に齟齬がある場合、上記サブパラグラフ 6(e)(i)が優先するものとする。

(v) 上記サブパラグラフ 6(e)(ii)又はサブパラグラフ 6(e)(iii)の規定と上記サブパラグラフ 6(d) (上記サブパラグラフ 6(d)において用いられ、以下で定義される用語を含む。)



との間に齟齬がある場合、上記サブパラグラフ 6(e)(ii)又はサブパラグラフ 6(e)(iii)がそれぞれ優先するものとする。

本パラグラフ 6(e)において、(A)「恒久的に廃止された」(「permanently discontinued」)又は「恒久的に利用不能な」(「permanently unavailable」)レートへの言及は、関連するテナーに係るレートにつき、Index Cessation Event の定義中のサブパラグラフ(a)及び(b)に従い、Index Cessation Event を構成することとなる、公式の声明又は情報の公表の後に恒久的に廃止された又は利用不能となったレートへの言及とみなし、(B)「Non-Representative」の定義中の「米ドル LIBOR」への言及は、米ドル LIBOR の関連テナーへの言及とみなし、(C) 2006 ISDA Definitions のセクション 7.9(a)、8.5 及び 8.6 は、2006 ISDA Definitions のセクション 7.3(r)及び 7.3(s)に従って解釈されるものとする。

(f) 当該決定のために必要とされる当該 Relevant IBOR がシンガポールドル・スワップ・オファー・レート (Singapore dollar swap offer rate) 又はタイ指標金利 (Thai baht interest rate fixing) であって、当該 Relevant IBOR を必要とする決定が当該 Relevant IBOR に基づく 2 つのレート間の線形補間への参照により一般的に行われるものである場合、(上記パラグラフ 6(d)にかかわらず) 2006 ISDA Definitions のセクション 7.10(a)の規定が適用されるものとみなす。ただし、Calculation Agent は、当該 Protocol Covered Document に当該規定を適用させるために、2006 ISDA Definitions のセクション 7.10(a)の規定へ合理的かつ必要な調整を行うものとする。

本パラグラフ 6(f)において、2006 ISDA Definitions のセクション 7.10(a)は 2006 ISDA Definitions のセクション 7.3(r)及び 7.3(s)に従って解釈されるものとする。

(g) (i)当該決定のために必要とされる当該 Relevant IBOR がシンガポールドル・スワップ・オファー・レート (Singapore dollar swap offer rate) 又はタイ指標金利 (Thai baht interest rate fixing) であって、Applicable Fallback Rate がそれぞれ Fallback Rate (SOR)又は Fallback Rate (THBFIX)であり、(ii)当該 Relevant IBOR が必要とされる決定が当該 Relevant IBOR に基づく 2 つのレート間の線形補間への参照により一般的に行われるものであり、かつ(iii)当該レートにつき必要とされる期間 (2006 ISDA Definitions において、「Calculation Period」となる。)が関連するテナー (2006 ISDA Definitions において、「Designated Maturity」となる。)の Relevant IBOR より短い場合、(上記パラグラフ 6(d)にかかわらず) 2006 ISDA Definitions のセクション 7.11(a)の規定が適用されるものとみなす。ただし、Calculation Agent は、当該 Protocol Covered Document に当該規定を適用させるために、2006 ISDA Definitions のセクション 7.11(a)の規定へ合理的かつ必要な調整を行うものとする。

(h) Relevant IBOR 又は Applicable Fallback Rate (又は適用ある場合、Relevant IBOR 又は Applicable Fallback Rate において言及されているインデックス、ベンチマーク又は他の価格情報源)の定義、算定方法、計算式又はこれらを計算する他の方法が変更された場合、各当事者は、別途の定めや合意がない限り、当該 Relevant IBOR 又は当該 Applicable Fallback Rate (又は当該 Relevant IBOR 又は当該 Applicable Fallback Rate において言及されているインデックス、ベンチマーク又は他の価格情報源)への言及は、修正された当該 Relevant IBOR 又は当該 Applicable Fallback Rate (又は当該 Relevant IBOR 又は当該 Applicable Fallback Rate において参照されているインデックス、ベンチマーク又は他の価格情報源)となるものとする。本パラグラフ 6(h)と上記パラグラフ 6(a)からパラグラフ 6(d) (これらの規定で用いられ、以下で定義された用語を含み、かつ上記パラグラフ 6(d)に優先して適用される、上記パラグラフ 6(e)(ii)及び 6(e)(iii)を含

む。)との間に齟齬がある場合、上記パラグラフ 6(a)から 6(d) (上記パラグラフ 6(d)に優先して適用される、パラグラフ 6(e)(ii)及び 6(e)(iii)を含む。)が優先するものとする。

Protocol Covered Document において参照されている Relevant IBOR が、通貨への言及又は指定を行わない LIBOR である (なお、2005 ISDA Commodity Definitions のセクション 7.3 (Corrections to Published Prices) 中の「ロンドン時間午前 11:00 ころにおけるロンドン銀行間市場における支払通貨建ての預金に係るスポットオファードレート」(「the spot offered rate for deposits in the payment currency in the London interbank market as at approximately 11:00 a.m., London time」)への言及も含む。)場合、当該 Protocol Covered Document 中の LIBOR (その定義又は規定方法を問わない。)への当該参照は、当該 Protocol Covered Document の条件に従って LIBOR が必要とされる関連する支払の通貨建ての LIBOR への参照とみなし、上記パラグラフ 6(a)、6(d)及び 6(e)並びに以下の関連する定義はこれに従って解釈されるものとする。

「Calculation Agent」の定義を有しない Protocol Covered Document につき、「Calculation Agent」の用語は当該 Protocol Covered Document に基づきレートや支払金額を通常計算又は決定しかつ関連する義務を履行する責任を有する当事者への言及とみなされるものとする。

本パラグラフ 6 が適用される Protocol Covered Document が Protocol Covered Master Agreement である場合、Relevant IBOR が当該 Protocol Covered Master Agreement において定義され、かつかかる定義が、当該 Protocol Covered Master Agreement を補完し、その一部を構成し及びその適用を受けるある Confirmation において参照されている場合、当該 Protocol Covered Master Agreement 中の、本パラグラフ 6 により修正された当該 Relevant IBOR への参照は当該 Confirmation 中の当該 Relevant IBOR への参照にも適用される。

上記規定につき、以下のとおりとする。

「Applicable Banking Days」とは、Relevant IBOR が、

- (a) スイスフラン LIBOR、米ドル LIBOR 又は日本円 LIBOR の場合、ロンドン Banking Days (2006 ISDA Definitions で定義される。)を意味し、
- (b) ユーロ LIBOR 又はユーロ銀行間取引金利 (euro interbank offered rate) の場合、TARGET Settlement Days (2006 ISDA Definitions で定義される。)を意味し、
- (c) 日本円東京銀行間取引金利 (Japanese yen Tokyo interbank offered rate) 又はユーロ円東京銀行間取引金利 (euroyen Tokyo interbank offered rate) の場合、東京 Banking Days (2006 ISDA Definitions において定義される。)を意味し、
- (d) シンガポールドル・スワップ・オファードレート (Singapore dollar swap offer rate) の場合は、シンガポール及びロンドン Banking Day (2006 ISDA Definitions において定義される。)を意味し、
- (e) タイ指標金利 (Thai baht interest rate fixing) の場合、バンコク Banking Days (2006 ISDA Definitions において定義される。)を意味する。

「Applicable Cut-off Time」とは、以下の各レートとの関係で、Fallback Observation Dayにおける、それぞれに定めるものを意味する。

- (a) Fallback Rate (SONIA)について、ロンドン時間午前 11:30
- (b) Fallback Rate (SARON)について、チューリッヒ時間午後 8:30
- (c) Fallback Rate (SOFR)について、ニューヨーク時間午前 10:30
- (d) Fallback Rate (EuroSTR)について、フランクフルト時間午前 11:30
- (e) Fallback Rate (TONA)について、東京時間午後 12:30
- (f) Fallback Rate (AONIA)について、シドニー時間午前 11:30
- (g) Fallback Rate (CORRA)について、トロント時間午前 11:30
- (h) Fallback Rate (HONIA)について、香港時間午後 7:30
- (i) Fallback Rate (SOR)について、ニューヨーク時間午前 11:30
- (j) Fallback Rate (THBFIX)について、バンコク時間午前 10:00

「Applicable Fallback Rate」とは、ある Relevant IBOR につき、以下を意味する。

- (a) 英ポンド LIBOR については、Fallback Rate (SONIA)を意味する。ただし、Fallback Rate (SONIA)について Fallback Index Cessation Event が発生した場合、Fallback Rate (SONIA)に係る Fallback Index Cessation Effective Date 以降に到来する Fallback Observation Day における Applicable Fallback Rate は、Bank of England（又はその承継運営者）が運営・管理する Sterling Overnight Index Average（以下「SONIA」という。）につき、Calculation Agent が、Fallback Rate (SONIA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上で SONIA に対して行った後、Fallback Rate (SONIA)に係る Fallback Index Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド（「Fallback Rate (SONIA)」の定義において言及される。）を適用したものとする。Fallback Rate (SONIA)及び SONIA のそれぞれに係る Fallback Index Cessation Effective Date が到来した場合、Fallback Rate (SONIA)に係る Fallback Index Cessation Effective Date（又は SONIA に係る Fallback Index Cessation Effective Date が後に到来する場合、当該日）以降に到来する Fallback Observation Day に係る Applicable Fallback Rate は、GBP Recommended Rate につき、Calculation Agent が、Fallback Rate (SONIA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上で GBP Recommended Rate に対して行った後、Fallback Rate (SONIA)に係る Fallback Index Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド（「Fallback Rate (SONIA)」の定義において言及される。）を適用したものとする。Fallback Rate (SONIA)に係る Fallback Index Cessation Effective Date の後に到来する最初の London Banking Day（2006 ISDA Definitions に定義される。）の終わりまで（又は SONIA に係る Fallback Index Cessation Effective Date の後に到来する最初のロンドン Banking Day が後に到来する場合、当該日の終わりまで）に GBP Recommended Rate が存在しない場合、又は GBP Recommended Rate が存在し、当該レートに係る Fallback Index Cessation Effective Date が以後到来する場合、それぞれ Fallback Rate (SONIA)に係る Fallback Index Cessation Effective Date（若しくは SONIA に関

する Fallback Index Cessation Effective Date が後に到来する場合、当該日）又は GBP Recommended Rate に係る Fallback Index Cessation Effective Date 以降に到来する Fallback Observation Day に係る Applicable Fallback Rate は、UK Bank Rate につき、Calculation Agent が、Fallback Rate (SONIA) と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上で UK Bank Rate に対して行った後、Fallback Rate (SONIA) に係る Fallback Index Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (SONIA) の定義において言及される。) を適用したものとする。

(b) Swiss franc LIBOR については、Fallback Rate (SARON) を意味する。ただし、Fallback Rate (SARON) について Fallback Index Cessation Event が発生した場合、Fallback Rate (SARON) に係る Index Cessation Effective Date 以降に到来する Fallback Observation Day における Applicable Fallback Rate は、SIX Swiss Exchange AG (又はその承継運営者) が運営・管理する Swiss Average Rate Overnight (以下「SARON」という。) につき、Calculation Agent が、Fallback Rate (SARON) と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上で SARON に対して行った後、Fallback Rate (SARON) に係る Fallback Index Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (SARON) の定義において言及される。) を適用したものとする。Fallback Rate (SARON) 及び SARON のそれぞれに係る Fallback Index Cessation Effective Date が到来した場合、Fallback Rate (SARON) に係る Fallback Index Cessation Effective Date (又は SARON に係る Fallback Index Cessation Effective Date が後に到来する場合、当該日) 以降に到来する Fallback Observation Day に係る Applicable Fallback Rate は、NWG Recommended Rate につき、Calculation Agent が、Fallback Rate (SARON) と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上で NWG Recommended Rate に対して行った後、Fallback Rate (SARON) に係る Fallback Index Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (SARON) の定義に定める。) を適用したものとする。Fallback Rate (SARON) に係る Fallback Index Cessation Effective Date の後に到来する最初のチュールリッヒ Banking Day (2006 ISDA Definitions に定義される。) の終わりまで (又は SARON に係る Fallback Index Cessation Effective Date の後に到来する最初のチュールリッヒ Banking Day が後に到来する場合、当該日の終わりまで) に NWG Recommended Rate が存在しない場合、Fallback Rate (SARON) に係る Fallback Index Cessation Effective Date (又は SARON に係る Fallback Index Cessation Effective Date が後に到来する場合、当該日) 以降に到来する Fallback Observation Day に係る Applicable Fallback Rate は、Modified SNB Policy Rate につき、Calculation Agent が、Fallback Rate (SARON) と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上で Modified SNB Policy Rate に対して行った後、Fallback Rate (SARON) に係る Fallback Index Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (SARON) の定義において言及される。) を適用したものとする。

(c) 米ドル LIBOR については、Fallback Rate (SOFR) を意味する。ただし、Fallback Rate (SOFR) について Fallback Index Cessation Event が発生した場合、Fallback Rate (SOFR) に係る Index Cessation Effective Date 以降の Fallback Observation Day における Applicable Fallback Rate は、Federal Reserve Bank of New York (又はその承継運営者) が運営・管理する Secured Overnight Financing Rate (以下「SOFR」という。) につき、Calculation Agent が、Fallback Rate (SOFR) と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上で SOFR に対して行った後、Fallback Rate (SOFR) に係る

Fallback Index Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (SOFR)の定義において言及される。)を適用したものとする。Fallback Rate (SOFR)及び SOFR のそれぞれに係る Fallback Index Cessation Effective Date が到来した場合、Fallback Rate (SOFR)に係る Fallback Index Cessation Effective Date (又は SOFR に係る Fallback Index Cessation Effective Date が後に到来する場合、当該日)以降に到来する Fallback Observation Day に係る Applicable Fallback Rate は、Fed Recommended Rate につき、Calculation Agent が、Fallback Rate (SOFR)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上で Fed Recommended Rate に対して行った後、Fallback Rate (SOFR)に係る Fallback Index Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (SOFR)の定義において言及される。)を適用したものとする。Fallback Rate (SOFR)に係る Fallback Index Cessation Effective Date の後に到来する最初の U.S. Government Securities Business Day (2006 ISDA Definitions に定義される。)の終わりまで (若しくは SOFR に係る Fallback Index Cessation Effective Date の後に到来する最初の U.S. Government Securities Business Day が後に到来する場合、当該日の終わりまで)に Fed Recommended Rate が存在しない場合、又は Fed Recommended Rate が存在し、当該レートに係る Fallback Index Cessation Effective Date が以後到来する場合、それぞれ Fallback Rate (SOFR)に係る Fallback Index Cessation Effective Date (若しくは SOFR に関する Fallback Index Cessation Effective Date が後に到来する場合、当該日)又は Fed Recommended Rate に係る Fallback Index Cessation Effective Date 以降に到来する Fallback Observation Day に係る Applicable Fallback Rate は、OBFR につき、Calculation Agent が、Fallback Rate (SOFR)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上で OBFR に対して行った後、Fallback Rate (SOFR)に係る Fallback Index Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (SOFR)の定義において言及される。)を適用したものとする。Fed Recommended Rate が不存在の場合、又は Fed Recommended Rate が存在し、当該レートに係る Fallback Index Cessation Effective Date が以後到来する場合、及び OBFR に係る Fallback Index Cessation Event が発生する場合、OBFR に係る Fallback Index Cessation Effective Date (又はそれぞれ Fed Recommended Rate、SOFR 若しくは Fallback Rate (SOFR)に係る Fallback Index Cessation Effective Date が後に到来する場合、当該日)以降に到来する Fallback Observation Day に係る Applicable Fallback Rate は、FOMC Target Rate につき、Calculation Agent が、Fallback Rate (SOFR)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上で FOMC Target Rate に対して行った後、Fallback Rate (SOFR)に係る Fallback Index Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (SOFR)の定義において言及される。)を適用したものとする。

(d) ユーロ LIBOR 又はユーロ銀行間取引金利 (euro interbank offered rate) については、Fallback Rate (EuroSTR)を意味する。ただし、Fallback Rate (EuroSTR)について Fallback Index Cessation Event が発生した場合、Fallback Rate (EuroSTR)に係る Fallback Index Cessation Effective Date 以降に到来する Fallback Observation Day における Applicable Fallback Rate は、European Central Bank (又はその承継者)が運営・管理する Euro Short-Term Rate (以下「EuroSTR」という。)につき、Calculation Agent が、Fallback Rate (EuroSTR)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上で EuroSTR に対して行った後、Fallback Rate (EuroSTR)に係る Fallback Index Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (EuroSTR)の定義において言及される。)を適用したものとする。Fallback Rate (EuroSTR)及び EuroSTR のそれぞれに係る Fallback Index Cessation Effective Date が到来した場合、Fallback Rate (EuroSTR)に係る Fallback

Index Cessation Effective Date（又は EuroSTR に係る Fallback Index Cessation Effective Date が後に到来する場合、当該日）以降に到来する Fallback Observation Day に係る Applicable Fallback Rate は、ECB Recommended Rate につき、Calculation Agent が、Fallback Rate (EuroSTR) と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上で ECB Recommended Rate に対して行った後、Fallback Rate (EuroSTR) に係る Fallback Index Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド（Fallback Rate (EuroSTR) の定義において言及される。）を適用したものとす。 Fallback Rate (EuroSTR) に係る Fallback Index Cessation Effective Date の後に到来する最初の TARGET Settlement Day（2006 ISDA Definitions に定義される。）の終わりまで（若しくは EuroSTR に係る Fallback Index Cessation Effective Date の後に到来する最初の TARGET Settlement Day が後に到来する場合、当該日の終わりまで）に ECB Recommended Rate が推奨されない場合、又は ECB Recommended Rate に係る Fallback Index Cessation Effective Date が以後到来する場合、それぞれ Fallback Rate (EuroSTR) に係る Fallback Index Cessation Effective Date（若しくは EuroSTR に関する Fallback Index Cessation Effective Date が後に到来する場合、当該日）又は ECB Recommended Rate に係る Fallback Index Cessation Effective Date 以降に到来する Fallback Observation Day に係る Applicable Fallback Rate は、Modified EDFR につき、Calculation Agent が、Fallback Rate (EuroSTR) と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上で Modified EDFR に対して行った後、Fallback Rate (EuroSTR) に係る Fallback Index Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド（Fallback Rate (EuroSTR) の定義において言及される。）を適用したものとす。

(e) 日本円 LIBOR、日本円東京銀行間取引金利（Japanese yen Tokyo interbank offered rate）又はユーロ円東京銀行間取引金利（euroyen Tokyo interbank offered rate）については、Fallback Rate (TONA) を意味する。ただし、Fallback Rate (TONA) に係る Fallback Index Cessation Event が発生した場合、Fallback Rate (TONA) に係る Fallback Index Cessation Effective Date 以降に到来する Fallback Observation Day における Applicable Fallback Rate は、日本銀行（又はその承継者）が運営・管理する Tokyo Overnight Average Rate（以下「TONA」という。）につき、Calculation Agent が、Fallback Rate (TONA) と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上で TONA に対して行った後、Fallback Rate (TONA) に係る Fallback Index Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド（Fallback Rate (TONA) の定義において言及される。）を適用したものとす。 Fallback Rate (TONA) 及び TONA のそれぞれに係る Fallback Index Cessation Effective Date が到来した場合、Fallback Rate (TONA) に係る Fallback Index Cessation Effective Date（又は TONA に係る Fallback Index Cessation Effective Date が後に到来する場合、当該日）以降に到来する Fallback Observation Day に係る Applicable Fallback Rate は、JPY Recommended Rate につき、Calculation Agent が、Fallback Rate (TONA) と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上で JPY Recommended Rate に対して行った後、Fallback Rate (TONA) に係る Fallback Index Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド（Fallback Rate (TONA) の定義において言及される。）を適用したものとす。

(f) オーストラリア銀行間取引金利（bank bill swap rate）については、Fallback Rate (AONIA) を意味する。ただし、Fallback Rate (AONIA) について Fallback Index Cessation Event が発生した場合、Fallback Rate (AONIA) に係る Fallback Index Cessation Effective Date 以降の Fallback Observation Day における Applicable Fallback Rate は、Reserve Bank of Australia（又はその承継者）が運営・

管理する銀行間翌日物キャッシュレート（以下「AONIA」という。）につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (AONIA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上で AONIA に対して行った後、Fallback Rate (AONIA)に係る Fallback Index Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド（Fallback Rate (AONIA)の定義において言及される。）を適用したものとす。 Fallback Rate (AONIA)及び AONIA のそれぞれに係る Fallback Index Cessation Effective Date が到来した場合、Fallback Rate (AONIA)に係る Fallback Index Cessation Effective Date（又は AONIA に係る Fallback Index Cessation Effective Date が後に到来する場合、当該日）以降に到来する Fallback Observation Day に係る Applicable Fallback Rate は、RBA Recommended Rate につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (AONIA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上で RBA Recommended Rate に対して行った後、Fallback Rate (AONIA)に係る Fallback Index Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド（Fallback Rate (AONIA)の定義に定める。）を適用したものとす。

(g) カナダ銀行間取引金利（Canadian dollar offered rate）については、Fallback Rate (CORRA)を意味する。ただし、Fallback Rate (CORRA)について Fallback Index Cessation Event が発生した場合、Fallback Rate (CORRA)に係る Fallback Index Cessation Effective Date 以降の Fallback Observation Day における Applicable Fallback Rate は、Bank of Canada（又はその承継者）が運営・管理する Canadian Overnight Repo Rate Average（以下「CORRA」という。）につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (CORRA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上で CORRA に対して行った後、Fallback Rate (CORRA)に係る Fallback Index Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド（Fallback Rate (CORRA)の定義において言及される。）を適用したものとす。 Fallback Rate (CORRA)及び CORRA のそれぞれについて Fallback Index Cessation Effective Date が到来した場合、Fallback Rate (CORRA)に係る Fallback Index Cessation Effective Date（又は CORRA に係る Fallback Index Cessation Effective Date が後に到来する場合、当該日）以降に到来する Fallback Observation Day に係る Applicable Fallback Rate は、CAD Recommended Rate につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (CORRA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上で CAD Recommended Rate に対して行った後、Fallback Rate (CORRA)に係る Fallback Index Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド（Fallback Rate (CORRA)の定義に定める。）を適用したものとす。 Fallback Rate (CORRA)に係る Fallback Index Cessation Effective Date の後に到来する最初のトロント Banking Day（2006 ISDA Definitions に定義される。）の終わりまで（若しくは CORRA に係る Fallback Index Cessation Effective Date の後に到来する最初のトロント Banking Day が後に到来する場合、当該日の終わりまで）に CAD Recommended Rate が存在しない場合、又は CAD Recommended Rate が存在し、当該レートに係る Fallback Index Cessation Effective Date が以後到来する場合、それぞれ Fallback Rate (CORRA)に係る Fallback Index Cessation Effective Date（若しくは CORRA に関する Fallback Index Cessation Effective Date が後に到来する場合、当該日）又は CAD Recommended Rate に係る Fallback Index Cessation Effective Date 以降に到来する Fallback Observation Day に係る Applicable Fallback Rate は、BOC Target Rate につき、Calculation Agentが、Fallback Rate (CORRA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上で UK Bank Rate に対して行った後、Fallback Rate (CORRA)に係る Fallback Index Cessation Effective

Date において直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (CORRA)の定義において言及される。) を適用したものとする。

(h) 香港銀行間取引金利 (Hong Kong interbank offered rate) については、Fallback Rate (HONIA)を意味する。ただし、Fallback Rate (HONIA)について Fallback Index Cessation Event が発生した場合、Fallback Rate (HONIA)に係る Index Cessation Effective Date以降に到来する Fallback Observation Day における Applicable Fallback Rate は、Treasury Markets Association (又はその承継者) が運営・管理する Hong Kong Dollar Overnight Index Average (以下「HONIA」という。) につき、Calculation Agent が、Fallback Rate (HONIA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上で HONIA に対して行った後、Fallback Rate (HONIA)に係る Fallback Index Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (HONIA)の定義において言及される。) を適用したものとする。Fallback Rate (HONIA)及び HONIA のそれぞれに係る Fallback Index Cessation Effective Date が到来した場合、Fallback Rate (HONIA)に係る Fallback Index Cessation Effective Date (又は HONIA に係る Fallback Index Cessation Effective Date が後に到来する場合、当該日) 以降に到来する Fallback Observation Day に係る Applicable Fallback Rate は、HKD Recommended Rate につき、Calculation Agent が、Fallback Rate (HONIA)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上で HKD Recommended Rate に対して行った後、Fallback Rate (HONIA)に係る Fallback Index Cessation Effective Date において直近に公表されたスプレッド (Fallback Rate (HONIA)の定義に定める。) を適用したものとする。

(i) シンガポールドル・スワップ・オファー・レート (Singapore dollar swap offer rate) については、Fallback Rate (SOR)を意味する。ただし、Fallback Rate (SOR)について Fallback Index Cessation Event が発生した場合、Fallback Rate (SOR)に係る Fallback Index Cessation Effective Date 以降に到来する Fallback Observation Day における Applicable Fallback Rate は、MAS Recommended Rate 又は Fallback Rate (SOR)に係る Fallback Index Cessation Effective Date の後に到来する最初のシンガポール Banking Day (2006 ISDA Definitions に定義される。) の終わりまでに MAS Recommended Rate が存在しない場合、若しくは MAS Recommended Rate が存在し、当該レートに係る Fallback Index Cessation Effective Date が以後到来する場合、それぞれ Fallback Rate (SOR) に係る Fallback Index Cessation Effective Date 又は MAS Recommended Rate に係る Fallback Index Cessation Effective Date 以降に到来する Fallback Observation Day に係る Applicable Fallback Rate は、SORA に対し、Calculation Agent が Fallback Rate (SOR)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Calculation Methodology for Fallback Rate (SOR)を参照した上で行ったものとする。

(j) タイ指標金利 (Thai baht interest rate fixing) については、Fallback Rate (THBFIX)を意味する。ただし、Fallback Rate (THBFIX)について Fallback Index Cessation Event が発生した場合、Fallback Rate (THBFIX)に係る Fallback Index Cessation Effective Date 以降に到来する Fallback Observation Day における Applicable Fallback Rate は、BOT Recommended Rate 又は BOT Recommended Rate が存在し、当該レートに係る Fallback Index Cessation Effective Date が以後到来する場合、それぞれ Fallback Rate (THBFIX)に係る Fallback Index Cessation Effective Date 又は BOT Recommended Rate に係る Fallback Index Cessation Effective Date 以降に到来する Fallback Observation Day に係る Applicable Fallback Rate は、THOR に対し、Calculation Agent が Fallback



Rate (THBFIX)と比較した期間構造又はテナーの違いに対応するために必要な調整を Bank of Thailand THBFIX Fallback Rate Adjustments Rule Book を参照した上で行ったものとする。

「Bank of Thailand THBFIX Fallback Rate Adjustments Rule Book」とは、Bank of Thailandにより公表され、随時更新される THBFIX Fallback Rate Adjustments Rule Book をいう。

「Bloomberg IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book」とは、Bloomberg Index Services Limited（又は ISDA が随時承認若しくは指名するその承継情報提供者）によって公表され、かつ、その条件に従い随時更新される IBOR Fallback Rate Adjustments Rule Book をいう。

「BOC Target Rate」とは、Bank of Canada によって設定され、Bank of Canada's Website（2006 ISDA Definitions に定義される。）で公表される Bank of Canada's Target for the Overnight Rate をいう。

「BOT Recommended Rate」とは、Bank of Thailand 又は Bank of Thailand が正式に承認若しくは招集した委員会によって Fallback Rate (THBFIX)の代替レートとして推奨されるレート（あらゆるスプレッド又は調整を含む。）（当該レートは Bank of Thailand 若しくは他の運用者により作成される場合がある。）であって、当該レートの運営者が当該レートを必要とする基準日（2006 ISDA Definitions における「Reset Date」をいう。）において提供するもの又は当該レートの運営者（若しくはその承継運営者）が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。

「CAD Recommended Rate」とは、CORRA の代替レートを推奨する目的で Bank of Canada が公式に承認又は招集した委員会によって CORRA の代替レートとして推奨されるレート（あらゆるスプレッド又は調整を含む。）（当該レートは Bank of Canada 又は他の運用者により作成される場合がある。）であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者（若しくはその承継運営者）が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。

「Calculation Methodology for Fallback Rate (SOR)」とは、ABS Benchmarks Administration Co Pte. Ltd.により公表され、随時更新される Calculation Methodology for Fallback Rate (SOR)をいう。

「ECB Recommended Rate」とは、European Central Bank（若しくは EuroSTR の承継運営者）又は EuroSTR の代替レートを推奨する目的で European Central Bank（若しくは EuroSTR の承継運営者）が公式に承認若しくは招集した委員会によって EuroSTR の代替レートとして推奨されるレート（あらゆるスプレッド又は調整を含む。）（当該レートは、European Central Bank 又は他の運用者により作成される場合がある。）であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者（若しくはその承継運営者）が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。

「EDFR Spread」とは、

(a) Fallback Rate (EuroSTR)に係る Fallback Index Cessation Effective Date の後に到来する最初の TARGET Settlement Day（2006 ISDA Definitions で定義される。）の終わりまで（若しくは EuroSTR に係る Fallback Index Cessation Effective Date の後に到来する最初の TARGET Settlement Day が後に到来する場合、当該日の終わりまで）に ECB Recommended Rate が推奨されない場

合、Fallback Rate (EuroSTR)に係る Fallback Index Cessation Event が発生する日の 30 TARGET Settlement Days 前の日（若しくは EuroSTRに係る最初の Fallback Index Cessation Event が発生する日の 30 TARGET Settlement Days 前の日が後に到来する場合、当該日）から始まり、Fallback Rate (EuroSTR)に係る Fallback Index Cessation Event が発生する日の直前の TARGET Settlement Day（若しくは EuroSTRに係る最初の Fallback Index Cessation Event が発生する日の直前の TARGET Settlement Day が後に到来する場合、当該日）に終了する、30 TARGET Settlement Days の観測期間における、EuroSTR と Eurosystem Deposit Facility Rate の日差の算術平均又は

(b) ECB Recommended Rate に係る Fallback Index Cessation Event が発生した場合、ECB Recommended Rate に係る Fallback Index Cessation Event が発生する日の 30 TARGET Settlement Days 前から始まり、Fallback Index Cessation Event が発生する日の直前の TARGET Settlement Day に終了する 30 TARGET Settlement Days の観測期間における、ECB Recommended Rate と Eurosystem Deposit Facility Rate の日差の算術平均をいう。

「Eurosystem Deposit Facility Rate」とは、銀行が Eurosystem でオーバーナイト・デポジットを行うために使用できる預金ファシリティのレートを意味し、ECB's Website（2006 ISDA Definitions で定義される。）で公表されるものをいう。

「Fallback Index Cessation Effective Date」とは、ある Fallback Index Cessation Event につき、Applicable Fallback Rate が提供されなくなった最初の日をいう。仮に、通常であれば観測されたであろう同じ日に当該 Applicable Fallback Rate の提供が停止されたものの、通常であれば観測されるべき時刻（又はかかる時刻が指定されていない場合、レートが通常公表される時刻）においてレートが提供された場合、Fallback Index Cessation Effective Date は当該レートが通常であれば次に公表されたであろう日とする。Applicable Fallback Rate が Modified SNB Policy Rate 又は Modified EDFR である場合、本「Fallback Index Cessation Effective Date」の定義における Applicable Fallback Rate への言及は、Modified SNB Policy Rate 又は Modified EDFR の定義においてそれぞれ言及されるインデックス、ベンチマーク又は他の価格情報源への言及とみなす。

「Fallback Index Cessation Event」とは、ある Applicable Fallback Rate につき、以下のいずれかをいう。

(a) 当該 Applicable Fallback Rate の運営者若しくは提供者自らの又は当該運営者若しくは提供者の代理による公式の声明又は情報の公表であって、当該運営者又は提供者は当該 Applicable Rate の提供を恒久的又は無期限に停止した又は停止する旨を発表するもの（ただし、当該声明又は情報の公表時において、当該 Applicable Rate の提供を継続する承継運営者又は承継提供者が存在しない場合に限る。）。

(b)

(i) 当該 Applicable Fallback Rate が Fallback Rate (SONIA)、Fallback Rate (SARON)、Fallback Rate (SOFR)、Fallback Rate (EuroSTR)、Fallback Rate (TONA)、Fallback Rate (AONIA)、Fallback Rate (CORRA) 又は Fallback Rate (HONIA) である場合、その Underlying Rate の運営者に係る規制監督当局、当該 Underlying Rate の通貨に係る中央銀行、当該 Underlying Rate の運営者に対する管轄権を有する倒産管財人、当該 Underlying Rate の運営者に対する管轄権を有する破綻処理当局又は類似の倒産若しくは破綻処理に係る権限を有する裁判所若しくは機関による公式の声明又は情報の公表であって、当該運営者は

当該 Underlying Rate の提供を恒久的又は無期限に停止した又は停止する旨を述べるもの（ただし、当該声明又は情報の公表時において、当該 Underlying Rate の提供を継続する承継運営者が存在しない場合に限る。）。

(ii) 当該 Applicable Fallback Rate が SONIA、GBP Recommended Rate、SARON、NWG Recommended Rate、Modified SNB Policy Rate、SOFR、Fed Recommended Rate、OBFR、FOMC Target Rate、EuroSTR、ECB Recommended Rate、Modified EDFR、TONA、JPY Recommended Rate、AONIA、RBA Recommended Rate、CORRA、CAD Recommended Rate、BOC Target Rate、HONIA、HKD Recommended Rate、Fallback Rate (SOR)、MAS Recommended Rate、SORA、Fallback Rate (THBFIX)、BOT Recommended Rate 又は THOR である場合、当該 Applicable Fallback Rate の運営者に係る規制監督当局、当該 Underlying Rate の通貨に係る中央銀行、当該 Applicable Fallback Rate の運営者に対する管轄権を有する倒産管財人、当該 Applicable Fallback Rate の運営者に対する管轄権を有する破綻処理当局又は類似の倒産若しくは破綻処理に係る権限を有する裁判所若しくは機関による公式の声明又は情報の公表であって、当該運営者は当該 Applicable Fallback Rate の提供を恒久的又は無期限に停止した又は停止する旨を述べるもの（ただし、当該声明又は情報の公表時において、当該 Applicable Rate の提供を継続する承継運営者又は承継提供者が存在しない場合に限る。）。

Applicable Fallback Rate が Modified SNB Policy Rate 又は Modified EDFR である場合、「Fallback Index Cessation Event」の定義におけるそのようなレートの運営者又は提供者への言及は、それぞれ Modified SNB Policy Rate 又は Modified EDFR の定義においてそれぞれ言及されるインデックス、ベンチマーク又は他の価格情報源への言及とみなす。

「Fallback Observation Day」とは、Applicable Fallback Rate につき、別段の合意のない限り、該当するレートへの参照による支払いの期限の日の 2 Business Days 前の日（当該 Protocol Covered Document 又はそこで用語が定義されていない場合には 2006 ISDA Definitions で、いずれの場合にも当該 Applicable Fallback Rate を参照して計算される支払のため、定義される。）をいう（2006 ISDA Definitions において、「Payment Date」と同義のものをいう。）。

「Fallback Rate (AONIA)」とは、期間調整を行った AONIA のレートに、オーストラリア銀行間取引金利 (bank bill swap rate) に関するスプレッド（いずれも、当該 Relevant IBOR を決定する期間に対応するもの）を加えたものであって、期間調整を行った AONIA 及び当該スプレッドの提供者としての Bloomberg Index Services Limited（又は ISDA が随時承認若しくは指名するその承継情報提供者）によって、Applicable Cut-off Time に又は Applicable Cut-off Time より前に、Fallback Rate (AONIA) Screen において（若しくはその他の手段で）提供され又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (AONIA) Screen」とは、当該 Relevant IBOR を決定する期間に対応するオーストラリア銀行間取引金利 (bank bill swap rate) に関するフォールバックの Bloomberg ティッカーに対応する Bloomberg Screen (2006 ISDA Definitions で定義される。) で、Bloomberg Screen <FBAK> <GO> ページ（若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>）を通じてアクセス可能なもの又は Bloomberg Index Services Limited（若しくは ISDA が随時承認若しくは指名するその承継情報提供者）が指定する他の公表された情報源をいう。

「Fallback Rate (CORRA)」とは、期間調整を行った CORRA のレートに、カナダ銀行間取引金利 (Canadian dollar offered rate) に関するスプレッド (いずれも、当該 Relevant IBOR を決定する期間に対応するもの) を加えたものであって、期間調整を行った CORRA 及び当該スプレッドの提供者としての Bloomberg Index Services Limited (又は ISDA が随時承認若しくは指名するその承継情報提供者) によって、Applicable Cut-off Time に又は Applicable Cut-off Time より前に、Fallback Rate (CORRA) Screen において (若しくはその他の手段で) 提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (CORRA) Screen」とは、当該 Relevant IBOR を決定する期間に対応するカナダ銀行間取引金利 (Canadian dollar offered rate) に関するフォールバックの Bloomberg ティッカーに対応する Bloomberg Screen (2006 ISDA Definitions で定義される。) で、Bloomberg Screen <FBAK> <GO> ページ (若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>) を通じてアクセス可能なもの又は Bloomberg Index Services Limited (若しくは ISDA が随時承認若しくは指名するその承継情報提供者) が指定する他の公表された情報源をいう。

「Fallback Rate (EuroSTR)」とは、

- (a) 期間調整を行った EuroSTR のレートに、
- (b) 当該 Relevant IBOR が
  - (i) ユーロ LIBOR の場合、当該 Relevant IBOR を決定する期間に対応するユーロ LIBOR に関するスプレッドを加えたもの又は
  - (ii) ユーロ銀行間取引金利 (euro interbank offered rate) の場合、当該 Relevant IBOR を決定する期間に対応するユーロ銀行間取引金利 (euro interbank offered rate) に関するスプレッドを加えたものであって、

期間調整を行った EuroSTR 及び当該スプレッドの提供者としての Bloomberg Index Services Limited (又は ISDA が随時承認若しくは指名するその承継情報提供者) によって、Applicable Cut-off Time に又は Applicable Cut-off Time より前に、Fallback Rate (EuroSTR) Screen において (若しくはその他の手段で) 提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (EuroSTR) Screen」とは、当該 Relevant IBOR を決定する期間に対応するユーロ LIBOR 又はユーロ銀行間取引金利 (euro interbank offered rate) に関するフォールバックの Bloomberg ティッカーにそれぞれ対応する Bloomberg Screen (2006 ISDA Definitions で定義される。) で、Bloomberg Screen <FBAK> <GO> ページ (若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>) を通じてアクセス可能なもの又は Bloomberg Index Services Limited (若しくは ISDA が随時承認若しくは指名するその承継情報提供者) が指定する他の公表された情報源をいう。

「Fallback Rate (HONIA)」とは、期間調整を行った HONIA のレートに、香港銀行間取引金利 (Hong Kong interbank offered rate) に関するスプレッド (いずれも、当該 Relevant IBOR を決定する期間に対応するもの) を加えたものであって、期間調整を行った HONIA 及び当該スプレッドの提供者としての Bloomberg Index Services Limited (又は ISDA が随時承認若しくは指名するその承継情報提供者) によって、Applicable Cut-off Time に又は Applicable Cut-off Time より前に、

Fallback Rate (HONIA) Screen において（若しくはその他の手段で）提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (HONIA) Screen」とは、当該 Relevant IBOR を決定する期間に対応する香港銀行間取引金利（Hong Kong interbank offered rate）に関するフォールバックの Bloomberg ティッカーに対応する Bloomberg Screen（2006 ISDA Definitions で定義される。）で、Bloomberg Screen <FBAK> <GO> ページ（若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>）を通じてアクセス可能なもの又は Bloomberg Index Services Limited（若しくは ISDA が随時承認若しくは指名するその承継情報提供者）が指定する他の公表された情報源をいう。

「Fallback Rate (SARON)」とは、期間調整を行った SARON のレートに、スイスフラン LIBOR に関するスプレッド（いずれも、Relevant IBOR が決定される期間に対応するもの）を加えたものであって、期間調整を行った SARON 及び当該スプレッドの提供者としての Bloomberg Index Services Limited（又は ISDA が随時承認若しくは指名するその承継情報提供者）によって、Applicable Cut-off Time に又は Applicable Cut-off Time より前に、Fallback Rate (SARON) Screen において（若しくはその他の手段で）提供され又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (SARON) Screen」とは、当該 Relevant IBOR を決定する期間に対応するスイスフラン LIBOR に関するフォールバックの Bloomberg ティッカーに対応する Bloomberg Screen（2006 ISDA Definitions で定義される。）で、Bloomberg Screen <FBAK> <GO> ページ（若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>）を通じてアクセス可能なもの又は Bloomberg Index Services Limited（若しくは ISDA が随時承認若しくは指名するその承継情報提供者）が指定する他の公表された情報源をいう。

「Fallback Rate Screen」とは、(a) Applicable Fallback Rate が Fallback Rate (SONIA) である場合、Fallback Rate (SONIA) Screen を、(b) Applicable Fallback Rate が Fallback Rate (SARON) である場合、Fallback Rate (SARON) Screen を、(c) Applicable Fallback Rate が Fallback Rate (SOFR) である場合、Fallback Rate (SOFR) Screen を、(d) Applicable Fallback Rate が Fallback Rate (EuroSTR) である場合、Fallback Rate (EuroSTR) Screen を、(e) Applicable Fallback Rate が Fallback Rate (TONA) である場合、Fallback Rate (TONA) Screen を、(f) Applicable Fallback Rate が Fallback Rate (AONIA) である場合、Fallback Rate (AONIA) Screen を、(g) Applicable Fallback Rate が Fallback Rate (CORRA) である場合、Fallback Rate (CORRA) Screen を、(h) Applicable Fallback Rate が Fallback Rate (HONIA) である場合、Fallback Rate (HONIA) Screen を、(i) Applicable Fallback Rate が Fallback Rate (SOR) の場合、Fallback Rate (SOR) Screen を、(j) Applicable Fallback Rate が Fallback Rate (THBFIX) である場合、Fallback Rate (THBFIX) Screen をいう。

「Fallback Rate (SOFR)」とは、期間調整を行った SOFR のレートに、米ドル LIBOR に関するスプレッド（いずれも、Relevant IBOR が決定される期間に対応するもの）を加えたものであって、期間調整を行った SOFR 及び当該スプレッドの提供者としての Bloomberg Index Services Limited（又は ISDA が随時承認若しくは指名するその承継情報提供者）によって、Applicable Cut-off Time に又は Applicable Cut-off Time より前に、Fallback Rate (SOFR) Screen において（若しくはその他の手段で）提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (SOFR) Screen」とは、当該 Relevant IBOR を決定する期間に対応する米ドル LIBOR に関するフォールバックの Bloomberg ティッカーに対応する Bloomberg Screen (2006 ISDA Definitions で定義される。)で、Bloomberg Screen <FBAK> <GO>ページ (若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>) を通じてアクセス可能なもの又は Bloomberg Index Services Limited (若しくは ISDA が随時承認若しくは指名するその承継情報提供者) が指定する他の公表された情報源をいう。

「Fallback Rate (SONIA)」とは、期間調整を行った SONIA のレートに、英ポンド LIBOR に関するスプレッド (いずれも、Relevant IBOR が決定される期間に対応するもの) を加えたものであって、期間調整を行った SONIA 及び当該スプレッドの提供者としての Bloomberg Index Services Limited (又は ISDA が随時承認若しくは指名するその承継情報提供者) によって、Applicable Cut-off Time に又は Applicable Cut-off Time より前に、Fallback Rate (SONIA) Screen において (若しくはその他の手段で) 提供され又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (SONIA) Screen」とは、当該 Relevant IBOR を決定する期間に対応する英ポンド LIBOR に関するフォールバックの Bloomberg ティッカーに対応する Bloomberg Screen (2006 ISDA Definitions で定義される。)で、Bloomberg Screen <FBAK> <GO>ページ (若しくは適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>) を通じてアクセス可能なもの又は Bloomberg Index Services Limited (若しくは ISDA が随時承認若しくは指名するその承継情報提供者) が指定する他の公表された情報源をいう。

「Fallback Rate (SOR)」とは、米ドル/シンガポールドルの外国為替スワップ市場における実取引及び上記に定義する「Fallback Rate (SOFR)」(上記 Applicable Fallback Rate の定義におけるサブパラグラフ(c)に従い適用され得るフォールバック・レートを含む。)を参照して計算された米ドル利息に基づく Relevant IBOR が決定される期間に対応するレートであって、Fallback Rate (SOR)の提供者としての ABS Benchmarks Administration Co Pte. Ltd. (又はその承継情報提供者) によって、Applicable Cut-off Time に又は Applicable Cut-off Time より前に、Fallback Rate (SOR) Screen において (若しくはその他の手段で) 提供され又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (SOR) Screen」とは、当該 Relevant IBOR を決定する期間に対応するシンガポールドル・スワップ・オファー・レート (Singapore dollar swap offer rate) に関するフォールバックの Refinitiv ティッカーに対応する Refinitiv Screen (2006 ISDA Definitions で定義される。)で、Refinitiv Screen <FBKSORFIX> (若しくは適用ある場合、関連の「price history」に係る Refinitiv Screen) を通じてアクセス可能なもの又は ABS Benchmarks Administration Co Pte. Ltd. (若しくはその承継情報提供者) が指定する他の公表された情報源をいう。

「Fallback Rate (THBFIX)」とは、米ドル/タイバートの外国為替スワップ市場における実取引及び上記に定義する「Fallback Rate (SOFR)」(上記 Applicable Fallback Rate の定義におけるサブパラグラフ(c)に従い適用され得るフォールバック・レートを含む。)を参照して計算された米ドル利息に基づく Relevant IBOR が決定される期間に対応するレートであって、Fallback Rate (THBFIX)の提供者としての Bank of Thailand (又はその承継情報提供者) によって、Applicable Cut-off Time に又は Applicable Cut-off Time より前に、Fallback Rate (THBFIX) Screen において (若しくはその他の手段で) 提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (THBFIX) Screen」とは、当該 Relevant IBOR を決定する期間に対応する THBFIX に関するフォールバックの Refinitiv ティッカーに対応する Refinitiv Screen (2006 ISDA Definitions で定義される。) で、Refinitiv Screen <FBKTHBFIX> (若しくは、適用ある場合、関連の「price history」に係る Refinitiv Screen) を通じてアクセス可能なもの又は Bank of Thailand (若しくはその承継情報提供者) が指定する他の公表された情報源をいう。

「Fallback Rate (TONA)」とは、期間調整を行った TONA のレートに、Yen LIBOR に関するスプレッド (いずれも、Designated Maturity の期間に対応するもの) を加えたものであって、期間調整を行った TONA 及び当該スプレッドの提供者としての Bloomberg Index Services Limited (又は ISDA が随時承認若しくは指名するその承継情報提供者) によって、Fallback Rate (TONA) Screen において (若しくはその他の手段で) 提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

- (a) 期間調整を行った TONA のレートに、
- (b) 当該 Relevant IBOR が
  - (i) 日本円 LIBOR の場合、当該 Relevant IBOR を決定する期間に対応する日本円 LIBOR に関するスプレッドを加えたもの、
  - (ii) 日本円東京銀行間取引金利 (Japanese yen Tokyo interbank offered rate) の場合、当該 Relevant IBOR を決定する期間に対応する日本円東京銀行間取引金利 (Japanese yen Tokyo interbank offered rate) に関するスプレッドを加えたもの又は
  - (iii) ユーロ円東京銀行間取引金利 (euroyen Tokyo interbank offered rate) の場合、当該 Relevant IBOR を決定する期間に対応するユーロ円東京銀行間取引金利 (euroyen Tokyo interbank offered rate) に関するスプレッドを加えたものであって、

期間調整を行った TONA 及び当該スプレッドの提供者としての Bloomberg Index Services Limited (又は ISDA が随時承認若しくは指名するその承継情報提供者) によって、Applicable Cut-off Time に又は Applicable Cut-off Time より前に、Fallback Rate (TONA) Screen において (若しくはその他の手段で) 提供され、又は正規配信者に対して提供され、かつ、正規配信者が公表するものをいう。

「Fallback Rate (TONA) Screen」とは、当該 Relevant IBOR を決定する期間に対応する日本円 LIBOR、日本円東京銀行間取引金利 (Japanese yen Tokyo interbank offered rate) 及びユーロ円東京銀行間取引金利 (euroyen Tokyo interbank offered rate) に関するフォールバックの Bloomberg ティッカーにそれぞれ対応する Bloomberg Screen (2006 ISDA Definitions で定義される。) で、Bloomberg Screen <FBAK> <GO> ページ (若しくは、適用ある場合、Bloomberg Screen <HP> <GO>) を通じてアクセス可能なもの又は Bloomberg Index Services Limited (若しくは ISDA が随時承認若しくは指名するその承継情報提供者) が指定する他の公表された情報源をいう。

「Fed Recommended Rate」とは、Federal Reserve Board 若しくは Federal Reserve Bank of New York 又は SOFR の代替レートを推奨する目的で Federal Reserve Board 若しくは Federal Reserve Bank of New York が公式に承認若しくは招集した委員会によって SOFR の代替レートとして推奨されるレート (あらゆるスプレッド又は調整を含む。)(当該レートは、Federal Reserve Bank of New York 若しくはその他の運営者により作成される場合がある。) であって、当該レートの運営者

が提供するもの又は当該レートの運営者（若しくはその承継運営者）が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。

「FOMC Target Rate」とは、Federal Open Market Committee により設定され、かつ、Federal Reserve's Website（2006 ISDA Definitions で定義される。）で公開される短期金利指標又は Federal Open Market Committee が単一のレートを対象にしない場合、Federal Open Market Committee により設定され、かつ、Federal Reserve's Website で公開される短期金利の誘導目標金利の範囲の中間点（短期金利の誘導目標金利の上限と下限の算術平均として計算され、必要に応じて、2006 ISDA Definitions におけるセクション 8.1(c)に記載の方法に従って切り捨て又は切り上げられる。）をいう。

「GBP Recommended Rate」とは、(a) SONIA の運営者が中央銀行である場合、当該 SONIA の運営者によって SONIA の代替レートとして推奨されるレート（あらゆるスプレッド若しくは調整を含む。）又は (b) SONIA の運営者である中央銀行が特定のレートを推奨しなかった場合、若しくは SONIA の運営者が中央銀行でない場合、Financial Conduct Authority（若しくはその承継者）若しくは Bank of England の一方若しくは双方がこの目的のために指名した委員会によって推奨されるレート（あらゆるスプレッド若しくは調整を含む。）であって、当該レートの運営者（若しくはその承継運営者）が提供するもの又は当該レートの運営者（若しくはその承継運営者）が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。

「HKD Recommended Rate」とは、HONIA の運営者又は HONIA の代替レート（当該レートは、HONIA の運営者又はその他の運営者により作成される）を推奨する目的で HONIA の運営者が公式に承認若しくは招集した委員会によって HONIA の代替レートとして推奨されるレート（あらゆるスプレッド又は調整を含む。）であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者（若しくはその承継運営者）が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。

「Index Cessation Effective Date」とは、ある Relevant IBOR（又はシンガポールドル・スワップ・オファー・レート（Singapore dollar swap offer rate）若しくはタイ指標金利（Thai baht interest rate fixing）のいずれかが Relevant IBOR の場合、米ドル LIBOR）及び1以上の Index Cessation Events につき、当該 Relevant IBOR（又はシンガポールドル・スワップ・オファー・レート（Singapore dollar swap offer rate）若しくはタイ指標金利（Thai baht interest rate fixing）のいずれかが Relevant IBOR の場合は米ドル LIBOR）が、(a) Relevant LIBOR（又はシンガポールドル・スワップ・オファー・レート（Singapore dollar swap offer rate）若しくはタイ指標金利（Thai baht interest rate fixing）の場合、米ドル LIBOR）について、下記「Index Cessation Event」の定義におけるサブパラグラフ(c)において企図される最新の声明若しくは公表を参照して Non-Representative となる日（当該日において当該 Applicable Rate の公表が継続しているか否かにかかわらず。）又は(b)提供されなくなった日のうちいずれか最初に到来する日をいう。ただし、当該 Relevant IBOR（又はシンガポールドル・スワップ・オファー・レート（Singapore dollar swap offer rate）若しくはタイ指標金利（Thai baht interest rate fixing）のいずれかが Relevant IBOR の場合、米ドル LIBOR）が Relevant Original Fixing Date において提供されなくなるにもかかわらず、通常観測される時点において、当該 Relevant IBOR が提供された場合（かつ、Relevant LIBOR（又はシンガポールドル・スワップ・オファー・レート（Singapore dollar swap offer rate）若しくはタイ指標金利（Thai baht interest rate fixing）が Relevant IBOR の場合は米ドル LIBOR）については、Non-Representative ではない場合）、Index Cessation Effective Date は当該レートが通常であれば次に公



表されたであろう日とする。ある Index Cessation Effective Date は、セクション 7.1(t)(iii)、セクション 7.1(aa)(i)又はセクション 8.5 に従って到来する場合もある。

「Index Cessation Event」とは、ある Applicable Rate につき、以下のいずれかをいう。

(a) 当該 Relevant IBOR の運営者自らの又は当該運営者の代理による公式の声明又は情報の公表であって、当該運営者は当該 Relevant IBOR の提供を恒久的又は無期限に停止した又は停止する旨を発表するもの（ただし、当該声明又は公表時において、当該 Relevant IBOR の提供を継続する承継運営者が存在しない場合に限る。）。

(b) 当該 Relevant IBOR の運営者に係る規制監督当局、当該 Relevant IBOR の通貨に係る中央銀行、当該 Relevant IBOR の運営者に対する管轄権を有する倒産管財人、当該 Relevant IBOR の運営者に対する管轄権を有する破綻処理当局又は類似の倒産若しくは破綻処理に係る権限を有する裁判所若しくは機関による公式の声明又は情報の公表であって、当該運営者は当該 Relevant IBOR の提供を恒久的又は無期限に停止した又は停止する旨を述べるもの（ただし、当該声明又は公表時において、当該 Relevant IBOR の提供を継続する承継運営者が存在しない場合に限る。）。

(c) 当該 Relevant IBOR が英ポンド LIBOR、スイスフラン LIBOR、米ドル LIBOR、ユーロ LIBOR、日本円 LIBOR、シンガポールドル・スワップ・オファー・レート (Singapore dollar swap offer rate) 又はタイ指標金利 (Thai baht interest rate fixing) である場合、当該 Relevant IBOR の運営者に係る規制監督当局 (シンガポールドル・スワップ・オファー・レート (Singapore dollar swap offer rate) 又はタイ指標金利 (Thai baht interest rate fixing) の場合、米ドル LIBOR の運営者に係る規制監督当局) による公式の声明又は情報の公表であって、(i)当該規制監督当局が、当該 Relevant IBOR が測定しようとする対象の市場及び経済的実態を当該 Relevant IBOR はもはや反映していない又は将来の特定の時点において反映しなくなる、そしてその指標性は回復されないと判断したこと、並びに(ii)当該声明又は公表が、各種契約において規定された、当該監督当局による公表停止前の宣言によって発効するフォールバックを適用させる契約上の条件（実際にどのように規定されているかを問わない。）を満たすこととなることを認識した上でなされるということが言及されているもの。

ただし、シンガポールドル・スワップ・オファー・レート (Singapore dollar swap offer rate) 又はタイ指標金利 (Thai baht interest rate fixing) のいずれかが Relevant IBOR である場合、「Index Cessation Event」の定義における上記サブパラグラフ(a)、(b)及び(c)(i)における「Relevant IBOR」への言及は、米ドル LIBOR への言及とみなす。

Index Cessation Event は、上記パラグラフ 6(d)、サブパラグラフ 6(e)(ii)又はサブパラグラフ 6(e)(iii)に従って発生する場合もある。

「JPY Recommended Rate」とは、TONA の代替レートを推奨する目的で日本銀行が公式に承認又は招集した委員会によって TONA の代替レートとして推奨されるレート（あらゆるスプレッド又は調整を含む。）（当該レートは、日本銀行又はその他の運営者により作成される場合がある。）であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者（若しくはその承継運営者）が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。

「MAS Recommended Rate」とは、Monetary Authority of Singapore 又は Monetary Authority of Singapore が正式に承認若しくは招集した委員会によって Fallback Rate (SOR)の代替レートとし

て推奨されるレート（あらゆるスプレッド又は調整を含む。）（当該レートは **Monetary Authority of Singapore** 若しくは他の運用者により作成される場合がある。）であって、当該レートの運営者が当該レートを必要とする基準日（2006 ISDA Definitions における「Reset Date」をいう。）につき提供するもの又は当該レートの運営者（若しくはその承継運営者）が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。

「**Modified EDFR**」とは、Eurosystem Deposit Facility Rate に EDFR Spread を加えたものに等しいレートをいう。

「**Modified SNB Policy Rate**」とは、SNB Policy Rate に SNB Spread を加えたものに等しいレートをいう。

「**Non-Representative**」とは、Relevant LIBOR（又は Relevant LIBOR がシンガポールドル・スワップ・オファー・レート（Singapore dollar swap offer rate）又はタイ指標金利（Thai baht interest rate fixing）の場合、U.S. dollar LIBOR）につき、Relevant LIBOR（又は、Relevant IBOR がシンガポールドル・スワップ・オファー・レート（Singapore dollar swap offer rate）又はタイ指標金利（Thai baht interest rate fixing）の場合、米ドル LIBOR）の運営者に係る規制監督当局が、

(a) Relevant LIBOR（又は Relevant IBOR が Relevant LIBOR がシンガポールドル・スワップ・オファー・レート（Singapore dollar swap offer rate）又はタイ指標金利（Thai baht interest rate fixing）の場合、米ドル LIBOR）が、測定しようとする市場及び経済的実態を当該 Relevant LIBOR はもはや反映しておらず、そしてその指標性は回復されないと判断及び公表し、かつ、

(b) 各種契約において規定された、当該監督当局による公表停止前の宣言によって発効するフォールバックを適用させる契約上の条件（実際にどのように規定されているかを問わない。）を満たすこととなった又はなることを認識していることをいう。

ただし、Relevant LIBOR（又は Relevant LIBOR がシンガポールドル・スワップ・オファー・レート（Singapore dollar swap offer rate）又はタイ指標金利（Thai baht interest rate fixing）の場合、米ドル LIBOR）は、上記「**Index Cessation Event**」の定義におけるサブパラグラフ(c)において企図される最新の声明又は公表において示された日を参照して「**Non-Representative**」となる。

「**NWG Recommended Rate**」とは、とりわけ、スイスにおける参照レートを改革するための提言を検討する目的で 2013 年に設立された Swiss Franc Reference Rates に関する National Working Group と同様又は類似の方法でスイスにおいて設立されたあらゆるワーキンググループ又は委員会によって SARON の代替レートとして推奨されるレート（あらゆるスプレッド又は調整を含む。）であって、当該レートの運営者が提供するもの又は当該レートの運営者（若しくはその承継運営者）が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。

「**OBFR**」とは、Federal Reserve Bank of New York（若しくはその承継運営者）により New York Fed's Website（2006 ISDA Definitions で定義される。）で提供される Overnight Bank Funding Rate 又は Federal Reserve Bank of New York（若しくはその承継運営者）が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。

「**RBA Recommended Rate**」とは、Reserve Bank of Australia によって ANONIA の代替レートとして推奨されるレート（あらゆるスプレッド又は調整を含む。）（当該レートは Reserve Bank of Australia 又は他の運用者により作成される場合がある。）であって、当該レートの運営者が提供

するもの又は当該レートの運営者（若しくはその承継運営者）が当該レートを提供しない場合は正規配信者によって公表されるものをいう。

「Relevant LIBOR」とは、英ポンド LIBOR、スイスフラン LIBOR、米ドル LIBOR、ユーロ LIBOR 及び日本円 LIBOR をいう。

「Relevant Original Fixing Date」とは、Relevant IBOR に関して、別途合意されない限り、Relevant IBOR が観測されたであろう日（2006 ISDA Definitions における「Reset Date」又は、Relevant IBOR がスイスフラン LIBOR、米ドル LIBOR、ユーロ LIBOR、ユーロ銀行間取引金利（euro interbank offered rate）、日本円 LIBOR、日本円東京銀行間取引金利（Japanese yen Tokyo interbank offered rate）、ユーロ円東京銀行間取引金利（euroyen Tokyo interbank offered rate）、シンガポールドル・スワップ・オファー・レート（Singapore dollar swap offer rate）若しくはタイ指標金利（Thai baht interest rate fixing）である場合、それぞれに関連する「Reset Date」の 2 Applicable Banking Days 前の日）をいう。

「SNB Policy Rate」とは、Swiss National Bank の政策金利をいう。

「SNB Spread」とは、Calculation Agentによって決定される、Fallback Rate（SARON）に係る Fallback Index Cession Eventが発生した日の2年前の日（又はSARONに係る最初のFallback Index Cession Eventが発生した日の2年前の日が後に到来する場合、当該日）を初日とし、Fallback Rate（SARON）に係る Fallback Index Cession Eventが発生した日の直前のチューリッヒ Banking Day（2006 ISDA Definitionsで定義される。）（又はSARONに係る最初のFallback Index Cession Eventが発生した日の直前のチューリッヒ Banking Dayが後に到来する場合、当該日）に終了する、2年間の観測期間におけるSARONとSNB Policy Rateとの間の過去の中央値をいう。

「SORA」とは、Monetary Authority of Singapore（又はその承継運営者）によって Monetary Authority of Singapore's Website（2006 ISDA Definitions で定義される。）において提供される（又はその正規配信者によって公表される）Singapore Overnight Rate Average をいう。

「THOR」とは、Bank of Thailand（又はその承継運営者）が当該ベンチマークの運用者としての Bank of Thailand's Website（2006 ISDA Definitions で定義される。）において提供する（又はその正規配信者が公表する）Thai Overnight Repurchase Rate をいう。

「UK Bank Rate」とは、Bank of England の Monetary Policy Committee が決定し、Bank of England が随時公表する政策金利をいう。

「Underlying Rate」とは、(a) Applicable Fallback Rate が Fallback Rate (SONIA)である場合、SONIA を、(b) Applicable Fallback Rate が Fallback Rate (SARON)である場合、SARON を、(c) Applicable Fallback Rate が Fallback Rate (SOFR)である場合、SOFR を、(d) Applicable Fallback Rate が Fallback Rate (EuroSTR)である場合、EuroSTR を、(e) Applicable Fallback Rate が Fallback Rate (TONA)である場合、TONA を、(f) Applicable Fallback Rate が Fallback Rate (AONIA)である場合、AONIA を、(g) Applicable Fallback Rate が Fallback Rate (CORRA)である場合、CORRA を、(h) Applicable Fallback Rate が Fallback Rate (HONIA)である場合、HONIA をいう。

## 2. **Negative Interest Protocol**

当事者は、本 Protocol により行われる修正が「Spread Provision」（2014年5月12日に ISDA が公表した ISDA 2014 Collateral Agreement Negative Interest Protocol に定義される。）を構成しないことに合意する。